

令和元年9月愛荘町議会定例会会議録

令和元年9月5日（木）午前9時00分開会

議 事 日 程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案趣旨説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 7号 平成30年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 6 議案第28号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第29号 愛荘町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第30号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第31号 愛荘町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第32号 愛荘町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第33号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第34号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第35号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第36号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第37号 愛荘町環境基本計画審議会条例を廃止する条例
- 日程第16 議案第38号 愛荘町子どものための教育に関する施設利用者負担額を定める条例を廃止する条例
- 日程第17 議案第39号 滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更について
- 日程第18 議案第40号 滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することについて
- 日程第19 議案第41号 滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について

- 日程第20 議案第42号 財産の取得につき議決を求めることについて
- 日程第21 議案第43号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第44号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第45号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第46号 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第47号 平成30年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第26 議案第48号 平成30年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第27 議案第49号 平成30年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第28 議案第50号 平成30年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第29 議案第51号 平成30年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第30 議案第52号 平成30年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第31 議案第53号 平成30年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4

出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 伊谷正昭君
7番 高橋正夫君	8番 外川善正君
9番 徳田文治君	10番 河村善一君

11番 吉岡 忍ミ子 君

12番 瀧 すみ江 君

13番 辰 己 保 君

14番 竹 中 秀 夫 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	石田政則君
教 育 長	徳田 寿君	会 計 管 理 者	中村治史君
教 育 次 長	青木清司君	企画担当政策監	藤塚雅徳君
総務担当政策監	上林市治君	福祉担当政策監	岡部得晴君
産業担当政策監	中村喜久夫君	まちづくり協働課長	西川 傅和君
経 営 戦 略 課 長	陌間秀介君	建設・下水道課長	水谷 徹也君
学校教育担当課長	田中幹雄君	農 林 商 工 課 長	北川三津夫君
くらし安全環境課長	羽田順行君	人 権 政 策 課 長	藤居祐司君
生涯学習課長	本田康仁君	税 務 課 長	北村章夫君
福 祉 課 長	生駒秀嘉君	子ども支援課長	森 まゆみ君
健康推進課長	木村美紀君	図 書 館 長	茶谷えりか君

事務局職員出席者

議会事務局長 徳 田 郁 子 書 記 宮 川 佳 衣 奈

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（竹中秀夫君） 皆さん、おはようございます。9月定例会に向けまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

日頃は、議員各位また執行部の皆さん方におきましては、いろいろな角度からご尽力をいただいております。まずもって御礼を申し上げたいと思います。座って失礼をいたします。

北川教育振興課長より欠席届が出ていますので、報告をいたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。よって、令和元年9月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（竹中秀夫君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（竹中秀夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（竹中秀夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番 徳田文治君、10番 河村善一君を指名します。

◎会期の決定

○議長（竹中秀夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月24日までの20日間にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの20日間に決定しました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（竹中秀夫君） 日程第3、町長の提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） 皆様、おはようございます。本日から始まります令和元年9月愛荘町議会定例会、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、先般8月28日に九州北部が記録的な大雨に見舞われ、冠水、土砂崩れ、河川の氾濫など大きな被害が発生いたしました。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました方々に心からのお見舞いを申し上げます。

本町におきましては、昨年、台風21号において家屋の一部損壊やビニールハウスの倒壊など、甚大な被害が発生いたしました。これから台風シーズンの本番となりますが、気象情報の収集を行い、早期に自主避難所の開設や避難情報の発令などを行うなど、住民の皆様の安全・安心の確保に向けて取り組んでまいります。

去る7月29日に、町内の農道交差点におきまして、登校中の町内の中学生と車が衝突するという交通事故が発生しております。生徒の一刻も早い回復を願っております。

本年5月の大津市内での大変痛ましい交通事故を受けて、当町においても実施した通学道路の緊急点検結果をもとに、危険箇所の安全対策を講ずるとともに、7月の事故状況を踏まえた再点検を実施し、引き続きハード面とソフト面の安全対策を講じ、子どもたちの安全・安心の強化に取り組んでまいり所存です。

さて、6月21日に国の経済財政運営と改革の基本方針いわゆる「骨太方針2019」が閣議決定され、今後、地方創生に向けて「ソサエティ5.0」を日本全国で促進し、豊かで暮らしやすい地方を実現していくこと、地方への新たな人口の流れを創出すること、スマートシティを新たなコンセプトとしたまちづくりを推進していくことがうたわれています。

当町におきましても、国の地方創生人材派遣制度により、7月から地方創生に関する政策の企画立案を担当する職員として、防衛相から藤塚政策監をお迎えし、地方創生の取り組みをより深化させるべく、まちのグランドデザインを描いてまいります。

現在、本町の財政状況は、平成24年度から財政構造の硬直化が進み、平成28年度・平成29年度決算は、基礎的財政収支プライマリーバランスでは、地方債等の元利償還額を除いた歳出と地方債等発行収入を除いた歳入のバランスでは、約2億円・約10億円の赤字となるなど、極めて厳しい財政状況に陥っています。これまで着手されなかつ

た多くの課題も残されておりますが、行財政改革と並行し健全な財政基盤を取り戻すとともに、皆様とともに積極的に、すべて世代が愛着と誇りを持てるまちづくり、地域が活気にあふれ、にぎわいのあるまちづくりの実現に向けて、力を尽くしてまいります。

少し、町行政の防災に携わる職員に関し、お話をさせていただきたいと思います。防災に関わる町職員の皆さんは、担当課はもとより、災害対応にアサインされている職員を含め、大変、使命感高く職務に当たってくださっています。

先日は、お盆となる8月15日に台風10号が町に接近をしましたが、この台風の際も気象台の担当者と既に人同士の関係性を築き、また、愛荘町さんはいつもしっかりされているなど、恐らく先様もお感じくださっているかと存じますが、事前事前での情報収集に努め、避難所や警戒本部設置に向けての準備、タイムラインの用意、招集体制のシミュレーション、関係機関へのあらかじめの連絡、班割り、広報原稿・広報手段の確認、そして最接近時や収束時それぞれのステージで必要となる準備を、ぬかりなく進めてくださっています。特に、くらし安全環境課の課長・参事・係長・課員の皆さんは、その中核として献身的に防災・危機対応に全力で当たってくれており、関係機関からの信頼も厚いものがあります。

昨年は、町内におきましても自然の驚異を感じる事象が大変多くございました。西日本豪雨の長雨、また、ひどい強風となった台風21号で、家屋・行政施設・カーブミラーや各種設置物等々、広範囲に被害がわたり、停電も長引くような状況の中、各方面から解決を求める要求が同時に入り、また、疲労や苛立ちから各員に負荷のかかる緊張を強いる場面においても、強い忍耐力で各課関係先に丁寧に対応できる人間力、組織の運営力に大変勇気をいただいています。

その他にも、例えば建設・下水道課の皆さんは、町内の安全な交通の確保に直結する道路インフラをはじめ、河川や山手の状況確認等のため、最大量の降雨、強風が過ぎ去った後には、深夜・早朝に関わらずパトロールを実施し、飛来物の回収や倒木の除去等々、住民様からは見えないことですが、大変重要な役割をプロフェッショナルの視点でいつも実施してくれています。

防災・災害対応に当たってくれている職員の皆さんも、ご家庭においては一家の大黒柱であったり、奥様であったり、大事な子息・子女であるわけですから、そのご家族様にとっては夜の台風の際など心細いこともおありでしょうから、特にご負担をおかけしているなど感じております。消防・警察・自衛隊の方々もそうですが、災害対応に当た

る町職員の皆さんも、その点においてのお立場や覚悟は全く同様で、このような職員の存在は町の財産でもあります。

また同様に、消防・防災活動にいつもお力を賜っております町内の消防団員の皆様、自警団の皆様のご存在には、いつも深い感謝の念を抱いております。

多くの関係機関の方々のご協力、また、ご家族のご理解への感謝を申し上げ、防災対応に当たっている職員の使命感の高さ、職員が日頃から全力で防災・災害対応に当たってくれておりますことを住民の皆様にご報告を申し上げさせていただきたいと、かねてより願っておりました。

防災からかわりますが、先月8月には25年の姉妹都市の歴史を刻むアメリカウイスコンシン州ウエストベント市に、町内中学生10名の派遣事業に帯同をしてまいりました。町長職が現地を訪問するのは12年振りとのことでしたが、日米双方での多くの関係者の方々のご尽力の結晶として、この関係が続いていることの尊さを深く感じた時間でもありました。

現地には、姉妹都市の関係を示す石碑も市図書館の庭にあり、重ねた歴史の重みを痛感いたしました。関係というものは片務的なものではなく、双方の敬意や努力にて続くものでありますので、先様の親しみを込めた温かい子どもたちの受け入れ方にふさわしい研修に臨む愛荘町の子どもたちの姿勢や覚悟、町の格式というものも重要であると同時に痛感をいたしました。

愛荘町の代表として派遣された中学生10名にとって、短い期間でしたが、異なる文化や歴史、人々に触れ、貴重な経験を積むことができ、今後より一層飛躍いただくことを期待しております。

話は子どもたちから離れますが、私が当地において感銘を受けたことが、まちづくりに関してあります。住民のまちづくりへの主体的な関与のあり方です。

町には広大かつ立派な自然公園がありましたが、この土地は市内のあるご夫妻から寄付をされたものであります。また、先にお話をした姉妹都市を記念する石碑が置かれている公立図書館ですが、その整備には7億円を要されました。そのうちの5億円は1人のご婦人からの寄付でありました。また、住民は図書館整備に向けてということであれば他の住民からも寄付を募ろうと、さらに1億円を集め、行政が最終的に負担したのは残りの1億円であったというお話もお教えをいただきました。

その他にも、手の行き届いた美しい公園がありましたが、これも住民が寄付を募って

整備をし、公園内のベンチ等もそれぞれ出資を募り、また、近くのラウンドアバウト付近には素敵な花壇がありましたが、それらも住民団体がクラブとして保全をしているということでありました。旧市街のメインストリートでは、古くなったシアターのリノベーションもNPOが自ら団体を立ち上げ、ファンドレイズをし、その後の運営もやっていくということで、私が伺った際も工事が進んでいました。

背景とする文化や歴史が異なりますので一概にも申し上げられませんが、自らのまちを魅力ある、住みよいまちにするために、住民が積極的に参画し、それを行政が応援するという姿を拝見し、住民とめざすべき自治のあり方や行政のあり方を垣間見たと感じております。

さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。

報告案件1件、改正条例案件9件、廃止条例案件2件、組合に関する案件3件、財産取得案件1件、補正予算案件4件、平成30年度愛荘町一般会計等歳入歳出決算の認定に伴う議決案件7件、合わせて27案件をご提案させていただきました。

まず、報告案件でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成30年度愛荘町の財政健全化判断比率等について、愛荘町監査委員様の意見を付けて報告するものでございます。

次に、改正条例案件でございます。議案第28号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、住民基本台帳施行令ならびに印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、旧姓の取り扱いについて所要の改正を行うものです。

議案第29号 愛荘町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例につきましては、組織改編による課名変更等を行うものです。

議案第30号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことから、成年被後見人等に係る欠格条項を削除するため、一部改正を行うものです。

議案第31号 愛荘町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律ならびに関係政省令が公布されたことから、所要の改正を行うものです。

議案第32号 愛荘町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利

率を引き下げる等のため、一部改正を行うものです。

議案第33号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例につきましては、議案第30号と同様、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことから、成年被後見人等に係る欠格条項を削除するため、一部改正を行うものです。

議案第34号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第35号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第36号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも国の基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、廃止条例案件でございます。議案第37号 愛荘町環境基本計画審議会条例を廃止する条例につきましては、愛荘町環境基本条例等の制定等に廃止がなされていなかったことから、当該条例を廃止するものです。

議案第38号 愛荘町子どものための教育に関する施設利用者負担額を定める条例を廃止する条例につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、関係条例を廃止するものです。

次に、組合に関する案件でございます。議案第39号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について、議案第40号 滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することについて、議案第41号 滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分につきましては、当該組合が今年度末で解散することから、解散後の事務の継承に係る規約変更、組合の解散および解散に伴う財産処分について議決を求めるものです。

次に、財産取得案件でございます。議案第42号 財産の取得につき議決を求めることにつきましては、平成24年度に導入しましたネットワークの通信制御装置94台を更新するものでございます。

次に、補正予算案件4件でございます。議案第43号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）につきましては、408万1,000円を追加し、総額90億7,076万2,000円とするものです。

議案第44号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、1,754万1,000円を追加し、総額18億1,269万9,000円とするものです。

議案第45号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、2,012万6,000円を追加し、総額14億7,439万円とするものです。

議案第46号 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、財源更正のみであり、総額の変更はございません。

次に、平成30年度愛荘町一般会計等歳入歳出決算の認定に伴う議決案件でございます。

議案第47号 平成30年度愛荘町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額100億7,986万4,000円、対前年度5億8,737万1,000円の減、5.5%の減となり、歳出総額96億5,335万3,000円、対前年度5億7,266万2,000円の減、5.6%の減で、歳入歳出差引残額は4億2,651万1,000円でございます。

議案第48号 平成30年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入歳出総額とも65万円であり、歳入歳出差引残額はございません。

議案第49号 平成30年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入歳出総額とも257万7,000円であり、歳入歳出差引残額はございません。

議案第50号 平成30年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額18億5,292万4,000円、歳出総額18億1,774万5,000円、歳入歳出差引残額3,517万9,000円でございます。

議案第51号 平成30年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額1億8,137万9,000円、歳出総額1億8,086万円、歳入歳出差引残額51万9,000円でございます。

議案第52号 平成30年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額14億5,215万6,000円、歳出総額14億3,591万7,000円、歳入歳出差引残額1,623万9,000円でございます。

議案第53号 平成30年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額12億2,202万7,000円、歳出総額11億7,172万3,000円、歳入歳出差引残額5,030万4,000円でございます。

以上の案件を、令和元年9月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 日程第4 一般質問を行います。

今期定例会は、11名の一般質問通告があり、本日は8名の一般質問を行います。
それでは順次発言を許します。

◇ 徳田文治君

○議長（竹中秀夫君） 9番、徳田文治君。

〔9番 徳田文治君登壇〕

○9番（徳田文治君） 9番、徳田文治。令和元年9月愛荘町議会定例会、ただいまより一括方式で一般質問を行います。大きく2つの事柄について、一般質問させていただきます。

1番目、「夢と志を育む学びのまちづくり（図書館機能の充実）について」でございます。本町においては、1995年に旧秦荘町、2000年に旧愛知川町に町立図書館が整備され、地域における生涯学習の拠点としての図書館機能の充実が求められてきました。

2000年12月に、びん細工手まりの常設展示施設である「びんてまりの館」が、愛知川図書館とビオトープ公園との複合施設「ゆうがくの郷」として開館いたしました。

2001年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、国や県の基本計画が示されたことにより、図書館を取り巻く環境は大きく変化してきました。

愛知川図書館は地域の情報庫として、図書や雑誌だけでなく、例えば新聞の折り込み広告、古い写真、ホテルやお地蔵さんといった街の風景を、利用者から収集して発信する「まちのこしカード」など、地域に関するあらゆる情報を収集して発信しています。

また、びんてまりの館と連携して、手仕事や芸術、地域の歴史文化の発展のため、コンサートやワークショップなど様々な行事を開催しています。こうした幅広い活動が認められ、2007年にはNPO法人知的資源イニシアティブが主催する「ライブラリーオブザイヤー」を受賞されました。

2009年3月5日、町議会において次のような議員提案がありました。読書は、いろいろな人々の思いと出合わせ、心を豊かにしてくれます。私たちは、愛あふれるふるさとを願って「まちじゅう読書」を進めます。1点目、本に触れる機会を増やしましょう。2点目、みんなで読書を楽しみましょう。3点目、こどもの読書を応援しましょう。こういった以上のような「愛荘町まちじゅう読書の宣言」が採択され、読書文化推進に向けて図書館の活動が注目されました。

かつて本町の五愛塾講師として講演された、元鳥取県知事や元総務大臣を歴任され、現在早稲田大学公共経営大学院教授の片山善博氏は、学校図書館は子どもたちが主体的に学ぶ生活習慣を育むための、また、読解力を高め知的な価値を生み出すための、さらに社会に出たときに自立した個人として自己実現ができるよう支援するための、大きな役割を果たす場所であるとして、知事時代に学校に司書を置き、学校図書館の活性化と学校教育のレベルアップを図られました。

また、総務大臣時代には、「住民生活に光を注ぐ交付金」制度を導入され、地域の知的基盤として図書館の整備に尽力されました。

本町は、教育熱心なまちとして、多額の教育費を投じ教育環境の整備をはじめとして町費講師の配置やサポート体制の充実に取り組んできました。そして、2013年に制定された「子ども読書活動推進計画」を具現化していくため、2014年4月から2名の正規職員の司書を増員されました。これは、学校図書館の機能を向上させるため、実態把握に努め、総合的な子どもの読書活動推進と環境整備が図れるよう、学校司書として愛知川・秦荘図書館に配属されています。今後は、まちじゅう読書宣言のまちにふさわしい地域の読書拠点として、資料の充実を図るとともに、愛知川・秦荘図書館で連携しているサービス、また新規利用者を拡大するサービス、町民の誰もがいつでもどこでも生涯にわたって自分に合った方法で読書ができる環境を整備していただきたいと思います。以上のことを踏まえて、教育長と図書館長に以下の7項目についてお尋ねをいたします。

まず1点目、町立図書館が持つ重要な意義と役割について。2点目、町立図書館と学校図書館の役割の違いについて。3点目、学校図書館司書の配置・業務内容と狙いについて。4点目、学校図書館司書配置による子どもたちの反応、そしてその効果について。5点目、学校図書館における今後の取り組み方針について。6点目、読書のまちづくりに向けて、現在の取り組みと今後の方針について。最後の7点目、「減メディア・親読書」の取り組みについて。以上7点、よろしくご答弁お願いいたします。

2番目に、援助を必要とする子供や家庭への支援充実（児童虐待多防止対策推進）について、質問させていただきます。

近年、少子化・核家族化の進行、育児の孤立化による子育ての不安感や負担感の増大、経済的問題など様々な要因により児童虐待相談件数は増加しており、また、子どもが命を失う場合もあるなど深刻化しております。

本来、最も安心できる家庭で起こり、最も愛されるべき保護者から受ける児童虐待は、

子どもの人権を著しく侵害し、あってはならないもので、心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代まで引き継がれる恐れがあり、最悪の場合には命を奪ってしまいます。

平成16年の児童福祉法の改正により、市町が児童家庭相談の第一義的な窓口となり、また、同年の児童虐待防止法の改正により、学校や幼稚園・保育所・病院・児童委員などの子どもにかかわる機関には、早期発見における通告義務が明確化されるとともに、地方公共団体の施策に協力するように努めなければならないとされました。さらに、平成19・20年の児童福祉法の改正により、市町の要保護児童対策地域協議会設置の努力義務が規定され、支援対象が従来の要保護児童から要支援家庭などまで拡大をされました。このように、児童虐待に対応するため制度の改正が行われていますが、全国的に児童虐待相談は増加しており、死亡事例など深刻な事例も発生しております。

滋賀県によりますと、平成30年度における県内の自治体（19市町）や県（中央、彦根、大津・高島）子ども家庭相談センター（児童相談所）に寄せられた児童虐待の相談件数をまとめた結果によると、前年度比13.6%増の7,263件で、過去最多を更新しました。増加は11年連続でした。

平成30年3月に東京都で船戸結愛（ゆあ）ちゃん、当時5歳が虐待死した事件などで社会的関心が高まっていることが背景にあるとして、県は相談体制を強化しております。

相談内容では、暴言を吐いたり、子どもの前で配偶者に暴力を振るったりする「心理的虐待」が2,685件と最も多く、全体の37%を占めました。殴ったり蹴ったりする「身体的虐待」が2,327件（32%）、また、育児放棄などの「ネグレクト」が2,157件（29.7%）と続き、「性的虐待」も94件（1.3%）ありました。いずれの虐待も増加しています。

子どもの年齢別では、小学生以下が8割近くに達し、実母による虐待が6割を上回っていました。新規の相談は3割弱でした。また、親元での養育が難しい子どもを預かる里親らが加害者となった事例も、4年ぶりに確認しました。

県は本年度、県内に3か所ある子供家庭相談センターで対応に当たる児童福祉司を増やしたほか、センター所長経験者を若手職員の育成担当として再任用しています。同時に、虐待の恐れがある子どもを保護する一時保護所を、大津・高島子ども家庭相談センター（大津市）の近くに新設をしました。県子ども・青少年局は、質と量の両面でしっかりと対応できる体制を整えるとともに、市町との連携を強化し、社会全体で子どもを

守る機運を高めたいとしています。

以上のことを踏まえて、本町では児童虐待防止に向けてどのように取り組み、また、子どもたちにどのような支援をしておられるのか、お尋ねいたします。以上、答弁のほどよろしく願いをいたします。ご清聴をありがとうございました。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 徳田議員のご質問のうち、1点目の「町立図書館が持つ重要な意義と役割」について、お答えします。

図書館は生涯学習の拠点であり、地域の情報庫、読書の拠点でございます。図書館の意義と役割は、憲法でうたわれております国民の権利、それぞれが学びたいことを学び、知りたいことを知る、そして自分で考えて決めるということを実現するために、必要な情報や知識を必要としている人につなぐところにあります。

今後も、町民の誰もが生涯にわたって自分に合った方法で読書ができる、必要な情報が入手できるよう、図書館機能と読書環境の充実に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 図書館長。

○図書館長（茶谷えりか君） 徳田議員のご質問のうち、2点目の「町立図書館と学校図書館の役割と違い」について、お答えいたします。

町立図書館は、図書館法による施設として、町民を対象に資料や情報を提供するほか、地域に関する資料を収集・保存・提供しております。また、まちじゅう読書の拠点としての役割を担っております。

学校図書館は、学校図書館法により学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的としております。児童生徒の読書活動と学習活動を推進する場であるとともに、教員の授業での資料活用や図書館活用を支援する役割を担っております。

なお、図書館法第3条に「学校教育を援助すること」、図書館法第3条第4項には「公立図書館が学校図書館と緊密に連絡し、協力し、資料の相互貸借を行うこと」、そして学校図書館法第4条第5項には「学校図書館がほかの図書館等と緊密に連絡し協力すること」を定めております。

続きまして、ご質問3点目の「学校図書館司書の配置・業務内容と狙い」について、お答えいたします。

まず、学校司書の配置について、学校図書館法第6条におきまして、「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。」と定められております。

その業務内容としましては、学校図書館の環境整備、児童生徒の読書活動推進の支援、授業等教育活動の支援、学校図書館間や町立図書館・教育委員会やボランティアとの連携を取るなどがあります。

配置の狙いとしましては、平成21年3月に議決いただきました「愛荘町まちじゅう読書の宣言」の具現化でございます。小中学校はその学齢・年齢の子どもたちが全員通学しております。子どもたちの読書環境を整え、授業など学習の支援のため、現在、町内各小学校には週2日、中学校週1日ずつ、町立図書館の職員2名と嘱託職員3名を学校司書として配置しております。

続きまして、徳田議員ご質問4点目の「学校図書館司書配置による子供たちの反応・効果」について、お答えいたします。

まず効果といたしまして、学校図書館の開館時間が増えたことにより、配置当初と昨年で年間の学校図書館の図書貸出冊数を比較すると、小学校で児童1日当たり10.6冊であったものが25.8冊の2.5倍に、中学校で生徒1人当たり0.3冊が3.1冊の約10倍に増え、読書が間近になっていることがうかがえます。学校で学習する単元に合わせて図書の展示コーナーを設置するほか、ブックトークやおはなし会も児童生徒の発達に合わせ効果が上がるような工夫をしております。

また、学習面では、教員の授業資料活用や学校図書館活用について、配置以前は各学校において一部の教員の利用にとどまっておりました。しかし、昨年度は多い学校で年間36件、少ないところでも26件に利用が増加しております。児童生徒の学習を深めることにつながったといえます。

子どもたちの反応としましては、配置司書へ親しみを感じ、居場所として学校図書館を利用する児童生徒もおります。そうしたことが公共図書館（町立図書館）への来館にもつながってきております。また、配置司書が担任と連携を図り、生徒指導の役割も果たしております。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 徳田議員のご質問のうち5点目の「学校図書館における今後

の取り組み方針」について、お答えをいたします。

現在、町内各小中学校に町立図書館から正職員2名と嘱託職員3名が、各小学校週2日、各中学校週1日、学校図書館に配置されております。今後、学校図書館が児童生徒の読書活動や授業における言語活動の拠点として情報発信元へと進化し、学力の基礎づくりという大きな役割を果たすためには、人的配置や図書資料の充実、環境整備も含めて十分検討していく必要があります。

続いて、6点目の「読書のまちづくりに向けて、現在の取り組みと今後の方針」について、お答えをいたします。

現在、町立図書館は「まちじゅう読書の宣言」を支える施設として、愛知川図書館・秦荘図書館の2館体制で運営しております。県内および全国的にも利用率の高い図書館であり、平成30年度は約30万2,000冊の貸出利用があり、町民1人当たり14冊になりました。読書に親しみを持てるように、おはなし会などの行事や「まちじゅうライブラリー」の認証に取り組み、ほんと人をつなぐ司書の研修にも努めているところでございます。

今後は、「愛荘町まちじゅう読書の計画（愛荘町図書館基本計画（第2次）」が今年度から5年間の計画期間で策定され、町民の誰もが、いつでもどこでも生涯にわたって自分に合った方法で読書ができるよう、地域に根差した全域サービスを進めます。

図書館および学校図書館の充実を図り、まちぐるみで読書活動を推進し、愛荘町まちじゅう読書を具現化していきます。図書館にかかわって、ビブリオバトルなど各種アイデアを絞ったイベントを実施されているボランティアをはじめとする町民の方々とともに、まちじゅうで読書がさらに活発になるよう取り組みを進めてまいります。

最後に、7点目の「減メディア・親読書」の取り組みについて、お答えをいたします。

6月議会でもお答えさせていただきましたとおり、本町として焦点化した3つの学力向上策の1つが「減メディア・親読書」を中心にした学びの環境づくりの取り組みであります。既に各校園では水曜日をノーメディアデーとして、それぞれに工夫した取り組みが行われています。

教育委員会といたしましては、まちじゅう総がかりの取り組みとなるよう、まずは公共機関等にポスターを掲示するとともに、8月号広報において見開き2ページを割いて町民全体に周知させていただいたところでございます。今後、補正予算でもお願いをしておりますが、さらにカラー刷りの大型ポスターを作成し、企業・事業所・店舗等にも

掲示させていただく予定です。

いずれにしましても、メディアの使用時間をコントロールし、学習のベースをつくるという読書の習慣を年齢の低い時期から確立していくことは、学力向上の基礎固めを行うものであり、家庭・地域その他関係機関と十分連携しながら、ぶれることなく、継続して、まちじゅう総かかりの運動に発展させていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） それでは、徳田議員のご質問の「児童虐待防止に向けての取り組みと支援」について、お答えをさせていただきます。

全国における児童相談所への児童虐待相談対応件数は一貫して増加を続けており、相談内容も重篤化しています。滋賀県におきましても、議員のご質問にもありましたが、相談件数は増加の一途をたどっております。

愛荘町では、昨年度微減となりましたが、依然として年間 200 件を超える相談件数が続いている状況でございます。

国においては、増加し続ける相談件数や、かけがえのない子どもの命が失われる事件が発生していることを受け、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化および関係機関の連携強化等を定めた「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が、本年6月に成立したところでございます。それを受け、児童相談所や市町村において、より一層、児童虐待防止対策の強化に努めるため施策を展開していかねばならないと考えております。

愛荘町におきましては、従前より関係機関との連携強化に努め、次の3つの視点で取り組みを行っているところでございます。1つ目は、児童虐待の発生予防として、健康推進課と子ども支援課が連携し、妊娠・出産・子育てに関する相談対応や、子育て支援センターなどで子育てを支える事業を行っております。

2つ目は、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を行うため、児童相談所や福祉事務所・警察・病院・地域、そして子どもの所属している学校や園が、子どもの状況把握、安全確保、保護者への対応など、情報を共有しながら、役割分担をしつつ対応をしております。

3つ目は、虐待を受けた子どもの自立に向けて、親子関係の再構築や里親などでの家庭養育の推進、また、18歳以上の人への支援など、これは児童相談所が中心になって行

っている支援でございますけれども、町はそれをサポートしながら、愛荘町で大人になっていく子どもたちに寄り添ったかわりを行っているところでございます。

いずれにしましても、児童虐待は社会全体で取り組むべき最重要課題であるとの認識のもと、今後も取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 9番、徳田君。

○9番（徳田文治君） 再質問をさせていただきます。図書館機能の充実と、児童虐待防止の推進について、この大きく2つの点です。

図書館機能の充実については、ただいまのまちづくりの主役は人という視点に立って、人が輝き、人が育つ、未来を拓く教育理念のもと、町立図書館を拠点とした読書のまちづくり等々についてご答弁をいただきました。ありがとうございました。それに関連して再質問をさせていただきます。

まず1点目は、学校図書館法は、学級数が合計12学級以上の学校には必ず司書教諭を置かなければならないと、このように規定されております。そこで、本町の各小中学校で司書教諭の免許を持っておられる方は何人おられるのか。わかりましたら、また学校別にお教えいただきたいと思えます。

そして、愛知川図書館・秦荘図書館における前5年間、今平成30年度は約30万2,000冊の貸出利用があったと承りました。けれど、平成26年度から重複するようですが、平成30年度における各年度別の貸出冊数と、含めて入館者数もお教えいただきたいと思えます。

そして3点目に、図書館は最低限の決まりを守れば、マナーを守っていけば、好きな本を一日中読んだり、また雑誌や新聞などを読んだりできる場所になっています。半面、図書館にあまり関心のない方、また、読書の苦手な人、本を読む時間がない人、興味が持てない人などがおられます。そこで、図書館をあまり利用していない人が、少しでも図書館に足を運び、読書に関心を持てるような図書館づくりに向けて、どのような工夫をされておられるのか、お尋ねをいたします。

そして4点目は、学校図書館における今後の取り組み方針について、「今後、学校図書館が児童生徒の読書活動や授業における言語活動の拠点として、情報発信元へと深化し、学力の基礎づくりという大きな役割を果たすためには、人的配置や環境整備なども含め十分検討していく必要がある」とご答弁をいただきました。もう少し具体的な内容につ

いてお示しをいただきたいと思います。

最後5点目は、有村町長は民間企業の出身でもあり、また、図書館の方にも大変造詣が深いと聞き及んでおりますので、こういった読書のまちづくりに向けて思いをお聞かせいただければ、ありがたいと思います。

そして、児童虐待の推進に向けてお尋ねをいたします。先の質問でも述べましたが、平成30年度における県内19市町の自治体や児童相談所への児童虐待相談件数は7,263件で、過去最高となったと報道され、戦慄を覚えます。そこで、町内で行っている児童虐待の相談件数、去年は少し減ったが、200件くらいあると、このようにご答弁をいただきました。そういったことで、児童虐待の相談件数、虐待の種別、年齢別について、お尋ねをいたします。

2点目、昨年12月18日、政府においては児童虐待防止のために児童相談所と市町村の体制を強化する新プランを決定し、NHKニュースなど報道各社が伝えました。これによりますと、新プランは本年度から2022年、4年間で進めるとなっています。

一方、市町村の児童虐待防止対策を強化すべく、子ども・家庭総合支援拠点を設置するとされています。本町の考え方についてお尋ねをいたします。

最後に、有村町長にお伺いをいたします。東京都目黒区では5歳の幼児、千葉県野田市では小学4年生の児童、そして先日は鹿児島県出水市において4歳の幼児が、虐待により命が奪われるという悲惨な事件が起きました。この痛ましい事件について、町長はどのように受け止められたか、お尋ねをいたします。これで再質問を終わります。

○議長（竹中秀夫君） 図書館長。

○図書館長（茶谷えりか君） では、徳田議員の再質問のまず1つ目です。町内各小中学校における司書教諭免許取得者について、お答えいたします。学校別に人数を申し上げます。

秦荘東小学校が3人、秦荘西小学校が4人、愛知川小学校が9人、愛知川東小学校が4人、秦荘中学校がゼロです。愛知中学校が2人でございます。なお、秦荘中学校につきましては、学校図書館法附則第2項の特例がございまして、「11学級以下の学校については、当分の間、司書教諭を置かないことができる」に該当する規模ですので、申し添えます。

ご質問2つ目の愛知川図書館・秦荘図書館におきます平成26年度から平成30年度までの年度別に貸出冊数と入館者数について、お答えいたします。まず、愛知川図書館

から申し上げます。ただ、入館者数につきましては、平成27年度からの統計しか両館
ございませんので、ご承知おきください。

まず愛知川図書館の平成26年度の貸出冊数は23万8,218冊で、平成27年度の貸
出冊数は23万5,530冊、入館者数が11万6,557人、平成28年度の貸出冊数は22万
6,620冊、入館者数が10万7,813人、平成29年度の貸出冊数は、22万205冊、入館
者数が9万9,457人、平成30年度の愛知川図書館の貸出冊数は、21万8,491冊、入館
者数9万5,035人でした。

秦荘図書館の平成26年度の貸出冊数は8万6,838冊で、平成27年度の貸出冊数は
9万3,791冊、入館者数が4万3,769人、平成28年度が貸出冊数8万7,544冊、入館
者数が3万9,483人、平成29年度の秦荘図書館貸出冊数は、8万4,245冊、入館者数
3万8,559人、平成30年度貸出冊数8万3,778冊、入館者数が3万6,142人でござい
ました。

続きまして、「読書に関心が持てるような図書館づくりに向けての工夫」について、お
答えいたします。まず、愛知川図書館ですとびんてまりの館と同じ建屋にございます。
秦荘図書館はハーティーセンター秦荘と同じ建物にございますので、ついでに立ち寄っ
ただけの場所でございます。また、バリアフリー映画会や子ども映画会、愛知川ラ
イブラリーシネマなどの映画会の開催、外国語資料の収集と貸し出し、外国語での子
どもの絵本の読み聞かせの会を開いたり、また本を朗読したCD、大きな活字の図書やL
Lブック（エルエルブック）という写真や図版を多用したやさしく読める本の収集と貸
し出しも行っております。

両館とも本を並べますときには、ラベルの数字の順ではなく、テーマごとに並べてお
りますので、また、できるだけ表紙が見えるように置くようにしておりますので、本を
手に取りやすくなっていると思っております。また、出前おはなし会で子ども会とか子
ども食堂でおはなし会も現地で行っております。高齢者向けのサロンでも昨年度、「出前
タイムトラベルあいしょう」として、写真資料を持ってあがりまして、いろいろなお話
を伺うような活動もしておりますし、「ミニあたまいきいき教室」というのもさせていた
だいております。

今後も引き続き町内のいろいろな場所で本が手に取れるように、またこういった活動
をしているということをしっかりと広報に努めて、継続して取り組み続けてまいりたい
と思っております。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） それでは、4点目の再試問をいただいた点でございます。「学校図書館における今後の取り組み方針について」の具体的な内容ということでございますけれども、まだ現在検討中ではございますけれども、1つ考えておりますのは、町立図書館の職員が学校図書館の方に出向いているわけでございますけれども、その学校図書館に常駐する時間あるいは日数の拡充を図るということを考えております。

また、学校にいる司書教諭や図書館教育担当教員、ボランティアと連携した取り組みを一層進めていく、そうしたことによりまして、魅力ある学校図書館となるのではないかと考えているところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） 徳田議員からご質問をいただきました「虐待の愛荘町における件数」について、お答えをさせていただきます。

まず、全体としまして30年度は233件の相談がございました。こちらにつきましては、種別で申し上げますと、身体的虐待が74件、性的虐待が1件、心理的虐待が112件、ネグレクトと言われます育児放棄・怠慢なんですけれども、それが46件となっております。

年齢別でお答えをさせていただきますと、まず0歳～3歳未満の子どもさんが34人ということになっております。3歳～就学前が75人、小学生が77人、中学生が30人、その他（高校生を含む）17人となっております。

続きまして、もう1点ご質問いただきました「子ども・家庭総合支援拠点でございます。これにつきましては2022年度までに全市町村で設置をし、専門職を確保して、市町村における相談支援体制の強化を図るよう、国から通知がまいつているところでございます。

この支援拠点といいますのは、地域すべての子ども・家庭の相談対応をする子ども支援の専門性を持った、また地域の資源を活用しながら、切れ目なく継続的に支援を行う機能を持ったものでございます。

児童虐待対応の調整機関であります要保護児童対策地域協議会と、母子保健分野を中心とした子育て世代包括支援センター、そして児童相談所との連携を取りながら運営を行っていくこととなっております。

愛荘町では、既に要保護児童対策地域協議会と子育て世代包括支援センターを設置し

ておりまして、それぞれの機関に専門職を配置をしておりますけれども、子ども・家庭支援の専門性を持った体制を整える必要があるということから、愛荘町の現状に合った拠点の整備というものについて検討をしてみたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 徳田議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず、図書館ということでお話をいただいたおりました。有村は造詣が深いということでおっしゃっていただいたわけでございますけれども、私といたしまして、本当に図書館は大好きでございます、図書館に行っているいろいろな情報、今まで自分が知り得なかった分野の資料等々があると。そこに手を伸ばせば、すぐにその情報を得ることができるというのは大変、人生にとって大事なことでなかろうかというふうに常々思っているものですから、そんな点では、子どもたちはもとよりですけれども、保護者の皆様、成人になられている方々も、図書をぜひそれぞれの生活の中に入れていただくとということができていったならばなど、そういう大人の背中を見ながら、子どもたちは図書ということが大変重要であるということ学んでいくのだと思いますので、そんな点では大人の方にも「この1か月で本を3冊は読まれてますでしょうか」というふうに聞いてみると、なかなか、そういう返事がもしかしたら戻ってこないかも知れません。そんな点ではやはり、週に1冊は何とか読めるといいですよということも、大人の皆さんにも耳が痛いかも知れませんが、できるといいのかなというふうにも思っております。

私も図書館で様々なイベントを行っていただいています。本当に頑張りながら様々なアイデアを出してくださってまして、子どもたちへの読み聞かせも行ってくださいしています。私も11月には「町長の読み聞かせ」ということで、1つ枠をつくってくださいているようでございますので、子どもたちにも読み聞かせを私がさせていただけるチャンスも今年はあるようでございました。

また、虐待のことに关しましてですけれども、昨年3月は東京都目黒区、本年1月には千葉県野田市で、児童虐待による死亡事件がマスメディアでも大きく取り上げられております。また、先ほどもおっしゃっていただきましたが、8月28日は鹿児島県出水市において、4歳の娘が同居している母親の交際相手から虐待を受け亡くなるという悲惨な事件が発生していることに関しましても、憤りを感じてなりません。

子どもは社会の中では大変弱い立場にあり、大人社会の様々な矛盾の影響を受けやす

い存在でもあります。本来、大人の愛情を満面に受け、守られ、成長していくはずであるのに、非常に困難な環境に置かれている子どもがいることに、心が痛んでなりません。

愛荘町においても、関係機関としっかり連携を取りながら、子どもの支援に関わる体制を引き続き整えてまいります。

一番大切なことは、子どもの命を守らなければならないことです。そのために、子どもに関わるすべての機関が連携をしながら支援をすることが、大変重要であると考えております。以上、答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 9番、徳田君。

○9番（徳田文治君） いろいろ再質問、ご答弁ありがとうございました。

ちょっと私、再々質問ではないのですが、ちょうど2019年5月14日に、『ニュース23』という番組があるのですが、その中に「虐待死を防げ」、船戸結愛ちゃんの元主治医のメッセージ、こういう番組がありまして、それを引用させていただいてご紹介をして、再々質問を終わりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ちょうどこの船戸結愛ちゃん一家が東京に引っ越す前、香川県の病院におられて、その香川県におられた時に、一時保護をきっかけに結愛ちゃんが定期的に診察をしておられた主治医、木下あゆみさんという方がおられるのです。ちょうど事件をめぐって国の検証報告書は、児童相談所のリスク判断が不十分であったと、このように指摘をされておりますが、木下さんは、自分が抱いていた危機感をほかの関係機関と共有する難しさを語っておられました。

ちょうど私自身はすごく危機感を持って、緊張感を持ってかかわっていたのですが、それがちゃんと関係機関に伝わっていたのか、また、伝わっていたと思込んでいるのは私だけだったんじゃないか、私はすごく心配で、転居先の児童相談所に連絡もしたが、もっとちゃんとかみ砕いて説明すべきではなかったのかなと、あまりにも私の伝え方が悪かったのではないかと、今でも自分に問い続けておられます。

この木下さんという医師の方は、虐待を防ぐ体制づくりに20年近くかかわり、警察・児童相談所・市町村など、顔が見える連携も進めてこられました。なぜ関係機関に伝わらなかったのか。アザがあるという言葉一つでも関係機関によっていろいろ受け止め方が違うように感じるようになったといいます。アザの位置や不自然さが虐待の危険度を押し量るうえで重要な目印になるのですということで、そのあと、与野党の勉強会にも招かれて、初めて公に主治医であることを言われた。やはり、

○議長（竹中秀夫君） 9番、徳田議員、もう時間がオーバーしています。

○9番（徳田文治君） そういうことで、国会で始まった児童虐待改正案では、児童相談所の医師と保健師の配置も義務づけられていますが、やはり全国どこに引っ越しても、変わらずに親子を支える必要性を訴えられていました。以上で終わります。

○議長（竹中秀夫君） ここで暫時休憩といたします。再開を35分からとします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時35分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

◇ 西澤桂一君

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤桂一君。

〔4番 西澤桂一君登壇〕

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤桂一です。私は本日、新ごみ処理施設の建設と教育問題、この2問につきまして、一問一答で町長と教育長にお尋ねしてまいりますので、よろしく願いいたします。

本年6月8日、ハーティーセンター秦荘で秦荘東小学校区を対象とした「新ごみ処理施設建設にかかる説明会」が開催されました。昨年5月に開催された説明会の時と同様に、竹原地区への建設に対する周辺地域の反対は厳しく、当日も冒頭からかなり厳しい意見が出てまいりました。

そういった中で、突然、最前列にいた岩倉の住民が、理事者側ではなく出席者側を向き、竹原の住民に向かって「選定地に立候補したこと」を糾弾し出しました。当然、竹原の住民の方からも反論が出てまいりました。ヤジも含め、双方の暴言が入り乱れる状態になってまいりました。お互いの意見を聞き、近隣同士の理解を深める場が、逆に反目し合う場になっておりました。

私は、この行為は常識の範囲を超えるものであると思っております。当局側にも注意をするなどの毅然とした姿勢がなく、行政が主催した説明会でありながら、このような場になったことに失望いたしました。

有村町長も広域行政組合の副管理者としてこの場に出席されておりましたが、この事態の収束に動かれることは全くありませんでした。愛荘町内のことであり、ごみ処理施

設の建設という行政事業をめぐって、近隣地区同士がいがみ合って、今まで固い結束のもとに結ばれていた同じ郷の助け合いが、崩れかけようとしている。副管理者ではあるが、同時に町長でもあります。町長が対立をこれ以上広げないという強い思いを持ち、和解に向けて動くのは当然のことだと私は考えております。町行政からは見捨てられているようで、建設賛成・反対、どちらの立場であっても町民は救われたい、そんな悲しい思いを持ちました。そこで、町長にお聞きをいたします。

町民の平穏な生活を守るのは、町長の責務であります。当日、町長はなぜ仲裁に動かなかったのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 西澤議員のご質問についてお答えをいたします。

お尋ねの6月8日に実施された説明会においては、理事者側として彦根愛知犬上広域行政組合の大久保管理者、職員、私、町くらし安全環境課長、組合の委託業者が出席しておりました。

その会は広域行政組合から住民の皆様へご説明を行う住民説明会であり、意見交換会ではございませんでした。説明会においては、広域行政組合が議事進行を担っており、そのため、議事を円滑に進行する責は、あくまで議事進行者にあつたと考えております。以上、答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問を何点かさせていただきたいと思っております。

まず、今のご答弁いただきましたことで、「議事を円滑に進行する責は、あくまでも議事進行者にあつたと考えている」と。「だから私は……」というようなお話ですけれども、私は、この説明会というのは説明する側と説明を受ける側、この2つしかないと思うのですよ。その説明をする側においては当然、町長もそのサイドの人でありますから、そこで「議事進行者に責がある」というような解釈をされては、これは少し違つたのではないかなと思います。

そして、副町長にもちょっとお尋ねをしたいのですが、この答弁は、議会というところで該当いただいたのですが、町の行政の中におきまして、こういうような「説明者・進行者は職員だから」というようなことで、物事がこじれた時に、「職員に責任があるよ」というような物事の考え方が果たしていいのかどうか、こういう答弁書を作成された中で、副町長も当然入っておられると思うのですが、その点につきましてま

ずお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げたいと存じます。

今ほど、議事の進行、議事の責に関しては議事進行者に責があるということに対して、説明する側と受ける側と2つしかないのだから、その一方に属する有村に責があるであろうということでおっしゃっていただいたかと存じます。

仮にこの議場、各地方議会、この議場も、1つ、例えるならばですけれども、仮に不規則発言があった際に、その不規則発言がおかしいというふうに、そちらにおられる教育長が議場の先生に申し上げることはやはりなく、議事の進行をしっかりと進めていくのは、この場におります竹中議長が、今の不規則発言はおかしいということに制されるというのが議事の進行のあり方だというふうにとらえております。これはこの議場に置き換えていただきますと、大変ご納得いただけるかと思っておりますけれども、やはり議事進行を司るのは議長という職責におられる方でありまして、この場合でありましたら、議事進行を担っているのは、司会進行をしている人間であるというところの理解で、ご理解をいただけるかなと存じます。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） 西澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私は当日、会議の場にはおりませんでしたので、詳細は承知しておりませんが、やはり行政の中でもいろいろな説明会を実施していく際には、それぞれ説明する者、そして進行する者という役割をきっちり定めて会議に臨むというふうに思っております。

もし、議事進行について支障が生じたということであれば、議事進行の役割を担っている者がまずは制するべきであったというふうに考えてございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 西澤です。今ご答弁いただきましたことですけれども、やはり私は少し考えが違うと思います。

その場で、今言いましたように、聞く側と説明する側、説明する方が間違っただけを言っておれば、やはりそれは違うよと正すのが、説明を聞く方に対してしっかりとした理解を与えるということで一番大事な話であろうと思っておりますので、そのところは今残念ながら平行線の状態であると思っております。

そして、次の再質問ですけれども、町長は町民の平静な、平穏な生活を守る、これは

非常に大事なことなんです。町長とか議員あるいは職員などは、ある期間が過ぎてしまったり、あるいは退職してしまったり、その問題からは逃げることができますけれども、そこに住んでいる町民は、やはりそこでずっと住んでいるわけです。隣同士の^{いさか}諍いを抱えたまま日常生活を送っていかなければならん。それは本人だけではなくて家族も含めたものですし、また、これは子や孫の時代にも「あの時は……」というふうな誹謗中傷にも追い込まれることすら考えておかないとあかんと思うわけです。そこは町長は十分に肌で感じていただいているのかなど。そこまで私は思いを馳せてほしいなというように思いを持っております。

副町長も同様に、町外に住んでおられますから、この愛荘町でずっと今後も家族等も含めて子々孫々生きていく者には、やっぱりそういったところについては十分な配慮が必要だと思います。

町長が副管理者を務めている行政事業です。できるだけ対立がないように、避けるように持っていく、このことが一方で町長としては大事な使命であると。町民に寄り添うという考え方はこの場ではなかったのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 常々、堅井之大宮さんのお祭りもそうでございます。先日行かせていただきましたぜんとり祭り等々ももちろんそうでございます。明神祭りももちろんそうでございますけれども、長らく、何百年とわたる郷の結束というのはあるものでございます。それがこの1つのことで、これですべてが瓦解するというようなことは、生き方の知恵として、現行政的な単位で申し上げますと、区長さんをはじめ、役員さんをはじめ、そのことだけでつまずかせるほど軽いものじゃないよという気概は当然皆さんお持ちだと思いますので、このことも含めてしっかり乗り越えていけるような知恵をこれから出していきたいなと思っております。

こんなことで、今まで数百年続いてきている字同士の結束が揺るぐというような、それほど柔なものではないというふうに私はとらえておりますので、とはいえ、現時代を預かる方々とはしっかり連携をしながら、お互いに、「こういうこともあったけれども、しっかりやっ払いこう」というふうにできるように、私もそこは汗をかいていく思いでおります。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） そのところをもう少し具体的にお聞きしたいのですけれども、

これはあとの質問にも入っておりますので、次の再質問に行きます。

町長は、昨年の町長選挙の時の公約におきまして、新ごみ処理施設の候補地に関して、「地域の皆様と信頼関係を構築する」と、こういうことを言われているわけです。竹原に対する建設反対の動きは既にその時に起こっておりましたので、この公約を信じた方もいると思います。やはり今必要としているのは、この公約をしっかりと具現化することだと私は思っておりますけれども、この信頼関係を構築するため、例えば町長としては具体的にどういうことを言っておられるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） それぞれの、まず竹原の役員の皆様にも直接お目にかからせていただきまして、町の役場にもお越しをいただきました。しっかりと竹原の思いということ、広域に向けての思いということも含めてお話をいただいて、大変大事であるなどという時間でもございました。

また、竹原近隣の皆様もそれぞれの区長さん、代表者の皆様にも私、お目にかからせていただいておりますし、代表の方々も町役場にお越しをいただいております。それぞれの字の思い、今まで大宮さんのお祭りもそうでございますが、守ってきている中で、こういうような事情というのは非常に残念であるということでもおっしゃっていて、地域にかける思いはやはり皆さん共通のものであるよなところ、私としてとらえているところでございます。

様々なチャンネルでそれぞれの字の方から私もお意見を直接伺っておりますし、また、行政組合もしっかりと足を運んでいただいて、竹原の方にもお話を伺っていただいている、近隣の方にもお話を伺っていただいている、また、後ほどの質問通告もいただいておりますけれども、竹原には私も字の総会にもお邪魔をさせていただいております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 今のご回答で、いろいろ意見を聞いているとか、字の方にも伺っているということですが、そういった中で、先ほどの質問からいきましても、信頼関係を構築するという、そこのところは非常に大事な話だろうと思うのです。

町長は、そんなことぐらいでは今までの絆は壊れないだろうというようなことをおっしゃっているのですけれども、私は非常に危惧しております。今までとは違った形に、少しはなっていくのではないかなと思っておりますから、そこを具体的にお話をご説明

いただく必要があるのではないかと思いますので、再度その点を確認させていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 具体的におっしゃっていただいているものは、どのあたりのことを想定していただいていますでしょうか、恐れ入ります。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 町長の反問権を行使されたなと思うのですけれども、あとの質問にもありますけれども、二重になるかもわかりません。

竹原地区が今回これだけのことをやりたいということで手を挙げられた、その原因についてしっかりと把握をして、意見のやり取りができて、それに対してどのようなことを町として対応していくのかというようなところを持っておられるのかな、それが一番大事かなと思っております。

その質問は後の方でも出しておりますので、またその場でもう少しご質問を続けたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。

このたび竹原が手を挙げられている根本はどこにあるかということであるかと存じますが、そのことに関しましても、竹原の役員の皆様が率直に私にもお話をいただいておりますので、地域に向け、また以前は梨園をやっていて非常に活気があったというところがベースにあって、そしてまた今日の梨園の後のあり方というのが見えないというところもおっしゃっていただいておりますので、そこが1つベースになっているところがあるなというふうにとらえております。

これからも、今、広域行政組合の方で何とか候補地をしっかりと定めていかねばならないというステージによいよ来ておりますので、そのうえでどのような判断がなされるか、広域組合議会のご議決というところもございますけれども、また新たなステージとともに、遅滞なく地域の方々と協議をしていくことは大変肝要であるにとらえております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問に移ります。

当日も、町長の考え方を聞きたいという質問がありました。これに対しまして町長は、

「愛荘町のことを考えると、反対・賛成と立場を明確にすることは得策ではない。」として、回答を避けられました。一方では、広域行政組合の副管理者として、一方では建設候補地の町長として、複雑な立場であることは理解できますが、やはり考え方を明確にすべきだと私は思っております。なぜ立場を明確にすることが得策ではないとお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 西澤議員のご質問にお答えを申し上げます。

愛荘町は、湖東圏域において、ごみ処理だけでなく地域交通政策や医療政策など多岐にわたる分野において、近隣市町との信頼関係のもとで行政課題を協議・調整し、政策を進めております。広域ごみ処理施設の建設にあたっては、過去2度にわたって計画が立ち止まったことを踏まえ、選定方法などを協議・調整し進められてきました。

こうした中、愛荘町としての考えをこの段階で表明することは、信頼関係を損ねることにつながりかねません。広域行政組合で政策を進めていかなければならないことを踏まえれば、説明会の場で特定の考えを首長として表明することは、ふさわしくないと判断したものです。以上、答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 今ご回答いただきましたようなこと、実は当日もこういうようなことで言うておられます。「私が公の場で明確にすれば、これから彦根・多賀・豊郷・甲良の皆さんとそれ以外の分野（ごみ処理以外の分野）でお付き合いしていく中で非常に困窮状況になるかも知れない。もう1点は、広域組合議会の構成が全体で19名、そのうち彦根市の議員が10名、彦根議会の議員の投票行動によるところが大きい。私の意思を明らかにしても、結果は無駄なことになる」と。

こういうところが、今の「得策ではない」というところと一緒にではないかなと思っております。私はまずこのことにつきまして、今後いろいろの面で信頼関係を損ねるということをおっしゃるけれども、そのような考え方でいきますと、愛荘町の立場をきちんと主張することはできないのではないかと。何事についても、ごみ処理以外についてもそうですけど、やはり広域連合の中で愛荘町の立場・考え方をきちんと主張する。お互いが遠慮なく意見を出し合い、議論し、そのうえで結論を尊重する。これがないと、まさに町長が言われている信頼関係を構築できない。言いたいことも言わない。お互いに気の配り合いをしている。そういうことでは真の議論はできないのではないかと。

こういうように私は思っております。

もう1点は、「彦根の議員数が過半数を占めているから、最終的には彼らの意向により決まる、だから無駄だ」という考え方も理解できない。そういう考え方でありますと、あとの4町の議員は何のためにそこに出席しているのかと。広域行政組合を構成している意味がなくなってしまうのではないかと。各町の住民の負託を受けた各町議員がしっかりと議論をする。これが私はやはり民主議会の根本であると思っておりますので、この点につきましての町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 再質問をいただきました。まず、西澤議員、私は「無駄」なんていう表現は使ってないと思っておりますので、無駄と言っています？ もし答弁書に残っているのであれば、そうですか。私も確認をしたいと存じます。

ほかの市町のそれぞれ代表の方が出ていただいているというところもございまして、そこは全く意味がないというふうには当然、そんなことはなくて、しっかりと広域の議会においてもご発信・ご発言をいただいております。議会の代表者会議等々もございしますので、そちらでそれは住民の皆さんにより近い広域議会議員の方々にご安心をいただいている、これは3町に関してもそのとおりでございます。

また、町としての姿勢を示すということでもございますけれども、やはり大変重要なことではあるというふうにも存じますが、先ほどもご報告申し上げましたとおり、彦愛犬の広域として議会と住民の皆さんにお諮りをしているものでございます。そんな点では、管理者会の中におきましては、私はしっかりと発信・発言をするということは私の権利の中にもあるというふうに思っておりますけれども、全体の管理者会として皆様にお諮りをしていく中で1人、その構成をする私が愛荘町の立場はこうだということが、全体、湖東圏域、そしてひいては愛荘町の現在の政策、そして今後の政策を進めていくうえで、それが愛荘町にとってプラスに働くことはないというところがございますので、私は、愛荘町としての意思表示をするというところを管理者会のディスカッションの中においてしっかりとご報告・表明ということをしているというところがございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） そこは町長との見解の差かなと思うのですが、実は同じような質問が、広域行政組合の平成30年8月定例会で行われております。

会議録からその部分を紹介いたしますと、竹原地区および周辺区に対する愛荘町長の

姿勢について、お尋ねをしたい。竹原区としての地元である愛荘町長がどういう態度をとるかということは、非常に重要であると思っている。竹原区にごみ処理施設を設置することについて、愛荘町長は賛成しておられるのか、反対しておられるのか、これを明らかにしていただきたい。また、賛成しておられる場合には、反対している周辺区などの住民を説得する努力をされるべきではないかと思えますし、また、反対しておられるならば、竹原区の住民に対して町長の考えを明らかにして、断念するように説得すべきではないか。あるいは、第3の道として、賛成でも反対でもないのであれば、賛成・反対両方の地域を和解させる努力をすべきではないかと、このような質問があります。

これに対しまして有村町長の答弁ですけれども、「広域ごみ処理施設建設は喫緊の課題であり、当圏域のどこかに建設しなければならない施設であり、組合管理者会において竹原区を候補地として決定されたことを尊重するとともに、近隣集落からの反対も承知している。現状、候補地と近隣集落とが今日まで培ってこられた絆を大切にしなければならないと考えている。質問の「町長としての賛否」については、市町の一首長としてではなく、当組合の副管理者として、応募された竹原区民の思い、反対の立場の住民の思い、候補地から離れた地域の思いも受け止め、圏域全体にとって最も適した候補地を選定することが前提でありますので、一首長の答弁は差し控えるというものであります。

先ほども質問しましたように、住民からも、そして広域組合議会でも、やはり町長の考えが求められています。私はこれは非常に大切な質問であると思っております。この時も、この町長の感想を聞く限りでは、いったいどうなんかというのがはっきりと私には理解できない。正面を向いていただいた回答が本当は期待されているところだと思っております。

それで、困難な課題であることは十分に理解はしておりますけれども、やはり立場を明確にして行政を進めるのが副管理者であり、町長であります。立場を明確にしてこなかったことが、やはり地元をここまで混乱させてきている1つの原因になっているのではないかとも思います。立場を明確にして、意見を異にする人々に対してきちんとした説明をする、説得に努める、そういった1つひとつの積み重ねが大事であります。やはり今のご回答を見ておきますと、時が解決をしてくれるのを待つのかなと、そういうような考え方に私は受け止められてしようがありません。このことにつきまして、説明会でも、今紹介しました広域議会においても、やはりそこは万人が非常に重要な要素だ

ととらえて質問しているわけですから、その点につきましてもう一度町長のご意見をお尋ねしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

やはり、今ほど西澤議員がご質問いただきまして、このご質問の中でもご紹介をいただきました私の広域議会における答弁のとおりでございます。愛荘町としてお諮りをしているわけでは当然ございません。1市4町、この広域の中で解決をせねばならない大事なごみ処理場をどちらに置くかということでございますので、今ほどの答弁のとおり、私は副管理者というところ、管理者会の中においてはしっかりと発言をするということをしてしておりますけれども、全体として管理者会という輪の中から1人、愛荘町だけを取り外して発信するということは、愛荘町の得になるということはないというふうに判断をしております。以上、答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問に移ります。

町長は、先ほどから広域議会の管理者会でいろいろと話をしているというご答弁でしたので、改めて、町長は広域行政組合の管理者会において、建設候補地の町長としてどのような考え方を示されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 西澤議員の質問にお答えを申し上げます。

管理者会においては、本件は、広域議会でのご理解を得ることが重要な案件であること、町内の関係する集落間で難しい状況が発生していること、を管理者会としても十分に踏まえる必要があるということ等々を発言しているところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 見解の相違になるかもわかりませんが、私は町長が就任されて以来、管理者会の会議録を読みました。確かに複雑な心情を吐露されている部分というのは見受けられますけれども、愛荘町の置かれている立場や意見をきちんと述べておられるとは受け止められないなど。やはり公人として町を代表しておられるのですから、しっかり愛荘町の立場を伝えるべきであると私は思っております。

また、広域行政組合議会におきましても、当町議会からも議長をはじめ3名の代表議員が出ておりますが、こちらの方の定例会会議録を読みましても、活発な議論はあまり

されてないように思っておりますので、やはり管理者会・広域組合議会双方で意見が、きちんとした愛荘町の立場が説明されていないと、ほかの市町の市長とか町長とか議員、愛荘町は地元でそれだけ問題があるのにどう考えているのかと、そういう姿勢が見えないのではないかなと、そのように思います。このことについてはどのようにお考えなのか、お尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 先ほども答弁を申し上げますとおり、私としましては管理者会の中でしっかりと、議事録も見ていただいているということでもございますけれども、ほかの4名の管理者の方にはしっかりとお伝えをしております。以上、答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問に移ります。町長が就任以来、町内で説明会が何回か開催されておりますが、何回開催され、出席されたのか何回か、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 私が町長に就任してからの町内で開催されました説明会につきましては、平成30年5月15日に秦荘東小学校区の方を対象に、平成30年5月20日に蚊野地区の住民の方を対象に、令和元年6月8日に秦荘東小学校区の方を対象に開催された3回であり、私が出席したのは1回、6月8日の説明会でございます。

このほか、平成31年4月13日に開催された竹原地区の総会にも、広域行政組合の副管理者として出席させていただいております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 私はやはり、3回のうちの1回の出席だということで、本当に住民の方々、あるいは周辺も含めてですけれども、ご意見が理解できるのかなと、こういうような感じを思っております。

それで、次の質問ですけれども、竹原地区が周辺地域の強い反対があることを承知で、あえて再度候補地として立候補されたのには、相当の理由と覚悟があると思いますが、町としてどのように理解をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

竹原地区につきましては、ごみ所の施設の必要性・公益性・安全性、地域の活性化等

の様々な観点から、自治会として決定して応募されたものであると理解をいたしております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 今ご回答いただきました。非常にきれいな回答ですけれども、私は、こんなことで竹原地区が出されたなという主な原因ではないと思っております。やはり旧梨園の荒廃を何とかしたいと、これが本来の目的であると思えます。

振り返ってみますと、何年か前には、あそこは梨園として愛荘町としても有名なところでした。しかしながら、それが段々と寂れてまいりまして、もうその営業が成り立たなくなった状態では、あそこに張っておりますいろいろの線、そういうものが残っております、にっちもさっちもいかないと。整理するにもいかないと。そういうような状態の中で、実は何年か前にラチーノ学園問題が起きました。あそこに学園を建設するということが契約をされて、そのために番線自体も切ってしまって、いろいろとされたわけですが、ところがその契約が履行されずに今日まで、ますます荒廃した状況で、個人的には手のつ付けられない状態になってきていると。そこに加えてシカとかサルとかイノシシとか、そういうものが潜んできて、ますます周辺としては困った状況になってきていると。これが私はあそこが再度開発をしたいという思いの強さではなかろうかなと思っております。

そういうところをしっかりと理解をしていないで、先ほどご答弁いただきました、本当にきれいごとの、処理施設の必要性・公益性・安全性、地域の活性化、「地域の活性化等々」ということはありますけれども、そういうところを本来のところまでしっかりと理解されていないと、こういう思いを強く持っています。

そのために町長、先ほどから説明会とか、あるいは区長さんに来てもらってとか、竹原地区の方々と説明会に行ったりとかいうことを言っておられますし、やはりそこまで理解してないと前に進めないのではないかなと思っておりますので、その理解度につきましてもう一度確認をいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 先ほどの答弁の中でも、「梨園の苦境」ということは私も答弁をさせていただいているとおりでもございますけれども、現在のあり方に関しまして、この竹原の皆さんが非常に心を悩ましていらっしゃるということが起点であるというのは、私も共有をいたしておるところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） ちょっと残念に思うのですが、しっかりとそのあたりを理解していただきたいと思います。次の質問に移ります。

私は平成29年12月定例会で次のような質問をしております。まだ2回目の整備基本計画検討委員会が開催された段階でしたが、検討委員として当町からも「構成市町廃棄物担当課長」「建設候補地建設担当課長」の2名が、委員として参加しておられました。

事業主体は彦根愛知犬上広域行政組合であります。当町としても建設候補地や周辺地域の要望・意見をくみ上げていく必要があります。さらに、行政に協力している竹原地区や地権者、あるいは反対を表明している岩倉地区を絶対に悪者にしてはならない。この問題解決には、地域に任せるのではなく、当事者の彦根愛知犬上広域行政組合と愛荘町がしっかりと取り組むべきである。単なる説明会とかでは真の意見や解決策を見つけることは難しい。現地に入って、しっかりと意見要望を聞くこと。また、地元・周辺地域の意見や苦情をスムーズに解決するために、問題処理委員会のような組織を立ち上げるよう、広域行政組合に要望することも提案をしました。

これに対して前向きな回答をいただいたわけですが、今までに各地のごみ建設においても生じている問題から、予防対策について示唆したと私の質問は思っております。これが回答どおり実行されていたならば、少しは違ったものになっていたのではないかと思います。

また、平成30年3月の予算特別委員会でも同様の質問をしており、住民の生活環境に対する課題解決は当然のことで、住民の方から具体的なご意見をお聞きし、課題解決に努めるとの回答もいただいております。これにつきまして、今までどのような取り組みをされましたのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ご質問に対してお答えをいたします。

町としては、彦根愛知犬上広域行政組合とともに、立候補した竹原区とその周辺自治会を訪問し、集落の代表の方などから様々なご意見・ご要望をお聞きするなどの取り組みを行ってきているところです。

また、議員ご指摘のとおり地元は何も悪くなく、問題解決のためには広域行政組合で議論・合意形成を行い、意思統一をした中で、しっかりと説明してご理解を得ていく必要があるとの認識のもと、管理者会での議論を重ねてまいりました。以上、答弁申し上げます。

ます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） しっかりとした取り組みを行うということですが、そのためには、また蒸し返しになるかも知れませんが、町長が職員に対してきちんとした方向づけを示す。指示をする。そして結果に対しては責任を持つ。これは今回の場合だけではなくて、仕事をする上での基本であると思っておりますが、今の状況ではこの問題について、職員はどちらを向いて動いたらいいのかというのがあって、このように思います。そのことにつきまして、町長、どのように考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 職員の皆さんが動きにくいということは、恐らくこれは広域の一部事務組合の職員のことをおっしゃっていただいているのかと存じますけれども、現在でもそれぞれのステージに応じた動きをしっかりと一部事務組合の職員の皆さんは行っていただいております。現在は4候補地がそれぞれ等しい状態として、その候補地に今なっているという状況でございますので、職員の皆さんはそのあたりは議会と管理者の現在の動向をとらまえながら、先んじてということでもなくて、必要な情報をしっかりといつも入れながら動いていただいている次第でございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） せっかくご答弁いただきましたけれども、私は、先の質問は、29年12月定例会で質問しまして、町としてどうのように動くのか。広域行政組合としっかりと両方が取り組むべきでありますけど、その中で町としてはどうなのか。そういうことで第1問の質問をしておりますので、それに対する再質問ですから、そのようにひとつご回答をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 町の職員の、この広域のごみ処理施設の新設に関してということでございますけれども、基本的には広域行政組合が主体として事務方動いてくださっている状況でございます。それは先生もご理解のとおりかと存じます。

一方、町の職員がということでございますけれども、現在、町の職員が、もちろん広域の様々な部分ということで、事務方同士の事務の進め、進捗の管理であったりということに対しての情報共有はなされておりますけれども、現在竹原であったり、その周辺

の字の方であったりというところに、主体性を持って愛荘町の職員がヒアリングなり方向づけなり、様々な知見を得るためにというようなアクションの責を負ってるということでは、現時点ではないというふうにとらえております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 町長がおっしゃるとおり、そうなんですよ。別に愛荘町の職員が主体的に動けというようなことを言っているのではないのですよ。住民の声をしっかりと広域行政組合の届けるためには、町自体がしっかりとそここのところを理解してないと難しいよと。

先ほど、竹原地区が再度手を挙げられた理由は何かということをお尋ねしました時も、町長はやはり表立った理由しか述べられておりませんが、もっと深いところがわかってないということを申し上げました。職員の方もそういうところを日頃からの付き合いとか、あるいは町の表立った動きだけではなくて、友だちもいますし、知人もいますし、もっとしっかりとした現地の声をくみ上げるべき。そしてそれを広域行政組合に反映させていくべきと、そういうように考えているわけですから、少しその考え方が違うのではないかなと思います。次の質問に行きます。

これは最後の質問になりますけれども、竹原地区に決定された過程が明確でないとして、一旦は白紙となり再選定の公募が行われました。この結果、どのような決定になっても、今までに生じた竹原とその周辺地域の亀裂をなかったことにすることは非常に難しいと思います。行政として、その修復に努める必要があります。このことについての考えをお尋ねいたします。先ほどのやり取りの中で、このことにも触れられている部分がありますけれども、再度この点をご質問いたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

お尋ねの点に関しては、広域行政組合として意思決定がなされていない状況においては、建設候補地の正式な決定がなされた段階で、どのような対策を講じる必要があるのか検討したうえで、対応していかなければならないと認識しています。

そのうえで、あえて申し上げれば、地域や大切なふるさとへの思いはどの集落でも共通のものであり、そのすべてを行政が抱える性質ではないことも認識しつつ、ごみ処理施設の候補地がどこになるかを問わず、関係機関とともに検討してまいりたいと考えております。以上、答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 確かに、全部行政がしょい込まなければならないというところはあると思います。しかし、今回のこの問題は、彦根愛知犬上広域行政組合という、行政が投げかけた問題なんです。

ですから、それに対して行政として協力しましょうということが竹原の立場ですし、反対は、それは困るということですから、ここのところはやっぱりこれは、その大半は行政がしっかりとリードしていかなければならないように私は思っています。

まず、愛荘町だけとは言いません。愛荘町もそうですし、広域行政組合もそうですし、この二者がしっかりとしてそこのところ是对応していかなければならないと、こういうように私は思っていますので、その点を再度確認いたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 再質問にお答えをいたします。

西澤議員の今回様々な新ごみ処理施設に向けての問いをいただいておりますのは、やはり地元への思いということすべて背景としたものであると非常に感じております。私も、今ほど西澤議員がおっしゃっていただきましたように、広域行政組合、そしてこの議会も含めて、愛荘町からは私が副管理者として、また3名の先生方が地域の代表として、愛荘町の声が届けるべく、この行政組合に入っております。

そんな点におきましても、やはり地域の声をしかりとこの一部事務組合に愛荘町全体の議席で申し上げますと、先ほど19と申し上げましたが、人数割りの部分も含めてしっかりと愛荘町の声は届けられる部分を持っておりますので、しっかりとこの地域が今直面している物事ということをお伝えしていく、その責を果たしていくということは大変重要であるし、その責を果たしていこうと、私を含め各先生方も今、ご発信をいただいている最中だというふうにとらえております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 私が今までの質問を通じまして感じましたことは、建設候補地は管理者会が決めることです。議会は予算等を通じましてそれをチェックしていく。議会には決定権はありません。管理者も整備検討委員会の報告にあった順位の範囲内で決めることになるのではないかなと思います。今までの経過を見てみますと、今回竹原地区がもめましたのは、第2位を採用した理由が議会で理解されなかったこと、そこに問題があったのではないかと考えています。

一方、町長は副管理者としての立場と町長としての立場から、自分の考えを明確にされておられません。竹原地区やその周辺の地区と自ら話し合いをされたことも、私はあまりないのかなというように、これは回数の問題ではなくて、腹を割っての話ですけど、あまり進んでないなと思います。当然、町長の動きがわかりませんと、職員も動きができない。これでは本当に町民の意見を知ることはなかなか難しい状態にあると思います。

結果として言えることは、この事業は町の事業ではありません。厄介なことには手を出さないという姿勢では困りますので、この9月には候補地が決まると聞いておりますから、しっかりと町民の意見を聞き、自分の意見を明確にさせていただきたい。あるいは地域間の和解に努めていただきたいと思います。以上を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

あと、教育問題を出しておきましたけれども、せっかく検討いただきましたけど、時間がありませんので、次回の機会とさせていただきますので、よろしくお願いします。

◇ 村西作雄君

○議長（竹中秀夫君） それでは、次に2番、村西作雄君。

〔2番 村西作雄君登壇〕

○2番（村西作雄君） 2番、村西作雄です。それでは、9月議会にあたりまして、私は、1つ目に高齢者外出支援システムの再構築について、2つ目に町職員の働き方改革の取り組みについて、3つ目に災害等対策本部の立ち上げに係る指揮命令体制の確立に向けての3点を一問一答で質問をさせていただきます。

まず1点目、「高齢者の外出支援システムの再構築について」であります。近年、全国で高齢者の自動車運転での過失事故が後を絶たず、自動車の急発進防止装置の取り付け作業は、部品不足のため数か月待ちとのことであり、公共交通機関が整備されている東京都でさえ、数万円といわれるこの作業費用に対し9割の補助をすることによって、それだけ全国的にも高齢者の移動手段としての「車」が必要不可欠の時代になっています。

また、とりわけ本町の秦荘地域においては、数十年前からつい最近まで、斧磨・松尾寺北・竹原・蚊野・軽野・東出・我孫子・円城寺・西出・目加田・香之庄・元持・島川など、町内の至るところで小売り食料品店があり、かつて地域の人々は歩いて買い物に行き、その小売店での交流が地域のコミュニケーションの原点となっていた時代でもありました。

しかし、大手スーパーの町内進出により、消費者の消費動向は様変わりし、いまや自家用車や少なくとも自転車に乗れなければ、自分の嗜好に合った買い物もままならない時代となりました。

私は、先の6月議会の一般質問において、「旧来の集落では空き家や高齢世帯が増える中で、今後の自治会運営に大きな危機感を抱いており、20年先も自治会が実働する町の抜本的施策の必要性」を訴えましたが、その声を受け、何人かの高齢世帯の方々からは口々に、「自転車に乗れなくなったら、どうしてお父さんと私の買い物をするんやろう。数年後には買い物難民になってしまう。早く何とかしてほしい」との悲痛な声が私に寄せられています。

ご承知のように、町では地域公共交通活性化再生法に基づき、地域の特性に応じた生活交通の確保維持のため、彦根市・多賀町・甲良町・豊郷町と連携し、デマンドタクシーいわゆる「愛のりタクシー」を運営しています。今春からは利用料の値下げや同一便複数人利用割引などを行い、サービス向上や利用者負担の軽減など、利用促進の工夫をいただいていることはありがたいことで、利用者も漸増していることは一定、地域の公共交通維持対策として町民からの期待も大きいものがあります。

しかしながら、乗降場がドアツードアではなく集落の1～2か所と限られていることや、買い物にタクシーで行くのは気が引ける、敷居が高いとの声もあり、利用者が求める真の公共交通になりえていないのも事実であります。

こうした声を受け、町内循環バスの運行を求める声もありますが、私は、愛のりタクシーや循環バスのように、公共が移動提供時刻を何本か設定し利用者を選んでもらう方式より、利便性を高めるため、利用者が移動時刻を決め公共や運営主体がそれに合わせ方式に改善した方が、無駄がなく、効率的であると考えます。

国土交通省は本年8月1日付朝刊で、次世代地域交通サービス MaaS（マース）の京都・滋賀での先行事業に、①大津市や京阪バス・日本ユニシスグループが市内と比叡山で取り組む実証実験と、②京都府と南山城村、地元NPO法人が進める公共交通の再編事業に、各5,000万円を上限に先行モデル事業として今年度から支援すると発表し、地域住民のスムーズな移動や施設利用を促す次世代サービスが本格化することとなりました。

特に南山城村の取り組みは、高齢者の外出支援に向け、社会福祉協議会やNPOと連携し、登録したマイカーの有償運送を導入し、公営バスなど既存の公共交通の再編をめ

ざすといえます。

前述のとおり、高齢者外出支援施策の再整備は、本町にとって喫緊の課題です。高齢者の外出が増えれば、医療費の減少も含め地域が活性化するとデータも示されています。

町では、自治会の活性化と組織力アップをめざし、昨年度から自治会での「地域のまるごと活性化プラン」の策定を提唱されました。その計画の中で、集落内高齢者の外出支援も集落みんなで考えてほしいとの思いを感じますが、自治会活動は疲弊しつつあり、近い将来、自治会にとってその取り組みに差異が出るのは明らかです。

2006年10月、自動車旅客運送に関わる事業規則を定めた道路運送法の改正が行われ、自家用車による有償運送の運行主体としてNPOでの運営も新たに認められ、これは公共交通空白地有償運送にも適用されることとなり、2017年現在、全国80を超える団体に運営されています。

先の南山城村の次世代交通サービス MaaS（マース）の参考事例や、旧来からの公共交通空白地有償運送での手法を検討のうえ、町全体でマイカー有償運送をシステム化し、高齢者が通院や買い物など電話一本で外出したい時に安い負担で外出支援できるよう、早急に町の外出支援システムを再構築すべきと考えますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 村西議員の「高齢者の外出支援について、町の外出支援システムを再構築すべきではないか」について、お答えをいたします。

少子化・高齢化の進行により、高齢者など自家用車を運転できない移動制約者と呼ばれる方々の日常生活や社会生活における移動手段である公共交通の必要性はますます高まる半面、人口減少に伴う利用者の減少に起因する採算の悪化、各交通事業者における乗務員不足などにより、公共交通機関の維持が全国的な課題となっています。また、自家用車による移動が唯一の移動手段であり、自身の運転に不安を覚えても免許を返納できずにおられる高齢者も多いといわれています。

議員ご指摘の「他の自治体で実証実験などで取り組まれているマイカー有償運送のシステム化」につきましては、現在、湖東圏域において既に交通事業者との連携・協力のもとに、地域公共交通の取り組みを進めていることを踏まえれば、早急に導入することについては考えておりませんが、町としては、既存の公共交通である近江鉄道線および町内バス路線「角能線」への財政支援に加え、「愛のりタクシー」の利用啓発やさらなる

利便性向上などの取り組みを進めていく必要があると考えています。以上、答弁させていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 今ほどは、私はマイカーでの有償運送をシステム化した方が、現在、公共交通として整備されている愛のりタクシー、1時間以上前に予約しなければいけない、集落で1か所・2か所でしか乗降場がない、そういった問題を踏まえて、マイカーでの有償運送というシステムがあるので、それに対して一度ご検討をしてほしいという思いを述べさせていただきました。

これは、愛のりタクシーの利用者からの意見も踏まえての話ですけれど、答弁にありました角能線につきましても、その維持費として今年、予算として800万円余り、そして、愛のりタクシーについては1,000万円余りの予算を計上されています。そういった費用をできるだけ少なくするというのも1つ、行政の考えかなというふう思っておりますので、近くで、南山城村でそういった有償のマイカー運送を検討するというようなことで今年度から進められるということですので、せめて近くのまち、京都へ行っていただいて、あるいは全国で80ほどの運営団体でマイカー有償運送を実際提供されていますので、そういったものについて検討いただくということについての論議はないのかなというふうに思います。再度、その思いだけお聞かせいただきます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 地域における移動手段の確保は、大変重要な課題だととらえております。まずそのための手段として、道路運送法の許可を得たバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要があります。

そのうえで、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスが困難な場合には、地域の関係者による協議を経たうえで、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた自家用有償旅客運送を活用することとなります。

また、これらによりがたい場合には、道路運送法の許可または登録を要しない運送により移動手段を確保しているケースもあると存じます。

地域における移動手段の確保にあたっては、地域の実情に応じ、関係者が十分な協議を経て、適切な役割分担の下、持続可能な移動手段が確保されることが重要です。以上のことでもございますけれども、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業者によることが困難な場合の制度として位置づけられております。今後も、地域公共交通の課題

はまちづくりにかかわる地域全体の喫緊の課題でもございます。地域の移動サービスに関する先進事例の調査・研究には、引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 既存のバスやその他の公共交通の利用が困難な場合に、マイカー有償運送は提供するのだと、私もそのことは承知しております。あくまで今現在のそういう路線バスとか愛のりタクシーを整理した中で、マイカーの有償運送を検討すべきという考えになっておりますので、その点ご承知おきいただきたいと思います。

続きまして、2問目の質問でございます。町職員の働き方改革への取り組みについてであります。

働き方改革関連法が本年4月から施行されたことから、日本全国で労働環境を大きく見直す取り組みが始まりました。私の家族が勤める数十人規模の会社でさえ、本人が「今年からは与えられた年休をしっかりと取らなあかんのや」と話していますので、この改革によってその取り組みが地方の小さな会社にまで及び、これまで当たり前だった日本企業の労働環境を大幅に見直す取り組みが進もうとしています。

働き方改革とは、女性や高齢者を含めた国民すべてが活躍できる、一億総活躍社会の実現をめざし、少子高齢化による労働力人口の減少を食い止め、労働生産性を向上させていくための取り組みで、これを実現するには、誰もが働きやすく子育てのしやすい柔軟な働き方ができる環境をつくり、長時間労働や賃金格差を是正して、労働生産性を向上させなければなりません。

今回の働き方改革関連法の改正は、労働基準法や労働組合法・労働関係調整法など8つの法律が改正対象とされ、この中で改革の3本柱と言われているのが、①労働時間の長時間化の是正、②正規・非正規社員の不合理格差の解消、③柔軟な働き方の実現であります。

しかしながら、町職員である地方公務員には、労働基準法が一般職員に適用されるものの、労働組合法・労働関係調整法などは適用されず、職員は地方公務員法や条例等によって就業ルールが定められています。

働き方改革が全国規模で推進されつつある現在、私は、公務員においても率先垂範して働き方改革を進める必要があると考えたとともに、町当局も政府の方針を踏まえ、民間の取り組み以上に職員に対する働き方改革を進められる思いであると考えます。そこで、今回は町職員の働き方改革にスポットを当て、以下の内容について町の取り組みを

副町長にお伺いします。

まず1つ目に、長時間労働の解消ですが、去る6月18日深夜、町教育委員会某課長が脳血管疾患により自宅から病院へ緊急搬送されました。幸い一命はとりとめ、3か月近く経った現在もリハビリ病院で懸命にリハビリ中と聞き及びますが、この管理職は連日残業が続いていたようであります。

一般職員は超過勤務手当の支給で一定月毎の超過勤務時間が把握でき、時間外が多いと管理職である所管課長が注意したり、仕事の配分を考えるなどにより一人の職員に大きな負担がかからないよう調整されていると思いますが、管理職は超過勤務手当の支給対象でないため、通常どのように把握されているのか。管理職の超過勤務時間の把握方法や時間外が多い場合の本人への注意、調整方法についてお尋ねします。

また、本年4月から7月にかけて、一般職員と管理職に区分した月ごとの超過勤務時間で、一人当たりの月ごとの平均超過勤務時間をお示しいただくことともに、超過勤務時間が過労死ラインとされている月80時間を超えている職員が月ごとに何人いて、これは職員と管理職の別でありますけど、また、それは同一人なのか、たまたまその月だけが80時間を超えたものなのか、お尋ねします。

さらに、この4か月の各数値の前年度同期との比較数値をお示してください。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） 村西議員ご質問の「管理職の超過勤務の把握」ならびに「超過勤務の実態」について、お答えさせていただきます。

町では現在、管理職・一般職にかかわらず出勤および退勤時間はシステム管理を行っており、それぞれ上司に当たる者が勤務時間を確認できるようになっております。

一般職は時間外勤務する場合には、別途、時間外勤務申請および実績報告を行うことになっておりますが、管理職は時間外勤務手当の支給対象としないことから、時間外勤務システムでの管理は行っておらず、長時間勤務になった場合、上司が気にかけて声掛けをする程度で、業務を調整するような仕組みというものはございません。

次に、「超過勤務の実態」についてでございます。本年4月から7月にかけて、一般職員と管理職に区分した月ごとの超過勤務時間で、一人当たりの月ごとの平均超過勤務時間につきましては、一般職員が平成31年4月12.4時間（前年度比+1.2時間）、5月は10.3時間（+1.1時間）、6月が8.5時間（-6.9時間）、7月が10.3時間（+2.1時間）でございました。

一般職の 80 時間超過の職員は、平成 31 年 4 月に 1 人 (+1 人)、5 月は 0 人 (-1 人)、6 月は 0 人 (-5 人)、7 月には 5 人 (+5 人) で、7 月の 5 名は選挙業務担当でございました。

管理職 56 名につきましては、時間外システムによる管理を行っていないことから、出退勤システムから抽出しましたが、集計機能がないことから、一人ずつ 21 時以降の月ごとの勤務日を確認し、延べ勤務人数を算出することに代えさせていただきました。

平成 31 年 4 月で延べ 264 人 (前年度比 +62 人)、5 月は 234 人 (+2 人)、6 月は 183 (+13 人)、7 月が 81 人 (-56 人) でございました。80 時間超過の管理職は、平成 31 年 4 月に 3 人 (±0 人)、5 月に 2 人 (-3 人)、6 月に 1 人 (-1 人)、7 月に 2 人 (+2 人) で、1 名が 4 か月、2 名が 2 か月で、3 名のうち 2 名は選挙業務担当者でございました。以上、答弁とさせていただきます。

○議長 (竹中秀夫君) 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午前 11 時 50 分

○議長 (竹中秀夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長 (竹中秀夫君) 2 番、村西君。

○2 番 (村西作雄君) ただいまお答えをいただきました。

まず最初ですけど、やっぱり私の危惧していたとおりですね。というのは、管理職は時間外手当の対象でないので、上司から「もう帰れよ」という声掛けが全然されてなかった。某課長が病気になったのも、1 つ影響しているのではないかなとも思うのですけれど、一般職員は時間外勤務システムから、どの課の誰が何十時間多いなというような論議はできても、管理職はもう、したらしただけみたいな感じで、それぞれ課長は、自分の課であれば自分の思いで責任を持って時間外をして、自分の課の仕事を進めようとしている。冒頭、町長の提案説明の中で、くらし安全環境課長・参事は気張ってしてくれる、そういったお声をいただきました。けど、くらし安全環境課だけではなくて、どの課も、どの課長も、どの管理職も、本当に自分の課の仕事を一生懸命進めていこう、頑張っていこうと思って、時間外超過勤務をしているのではないかな、そういうふうな思いを持ちました。町長の冒頭の提案説明のあいさつの中での言葉が、役場全体でそう

いうふうに思っておられるのであれば、議場におられる管理職も含めて、自分たちも頑張っているという声をもっともっと出ても然りだと思えるのですけれども、その点について、冒頭の提案説明と今の管理職の仕事の関係について、町長の思いを聞かせていただいております。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

それぞれの管理職の皆さん、本当に努力して頑張っていたらというのは、本当のそのとおりだというふうに存じます。以上、答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 再質問が横に飛びかけてなんですけど、私が言ったのは、冒頭の本会議の提案説明の中で、くらし安全環境課だけが頑張っているみたいような印象を受けたのですね。

そうではなくて、どの課長も、どの管理職も、自分の課の仕事をスムーズにやっていきたい、自分の与えられた責任を全うしていきたい、そういった思いで仕事をしておりますので、私は提案説明の中に1つの課だけとらまえて頑張ってくれているということは、ちょっといかなのではないかなと、そういうふうに思った次第であります。もう答弁は結構でございます。

そこで、副町長から答弁いただきました。80時間、月ごとに超過勤務しているのは、一般職で4月は1人、5月は0人、6月0人、7月5人ということ、反面、管理職は4月に3人、5月に2人、6月に1人、7月に2人、これ、月80時間以上労働の結果から見ると、一般職より管理職が遅くまで残って自分の仕事を頑張って整理していこう、前に進めようと思って努力しているわけですね。この中で、先ほど言いました教育委員会の某課長、この4月・5月の3人・2人に入っているのでしょうか、どうでしょう。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） ただいまのご質問について、お答えをさせていただきます。

当該職員は対象と、該当するというところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） それは、該当するということは、4月の3人、5月の2人の中にそれぞれ入っているということではないのですかね。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） お答えさせていただきます。4月・5月入っているということでございます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 返す返す残念なわけであります。管理職が4月・5月頑張って、超過勤務を月80時間以上してきた。それが原因で、ほかにも内因はあるかもわかりませんが、大きな原因としてはこういった80時間労働が2か月も、あるいは3か月もどうだったかわかりませんが、続いていた、その結果、脳血管疾患が発症したのではないかなと私は思います。

そういった中で、公務災害の該当にも、これだけ時間外が続いていたら該当するのではないかなと私は考えます。町として地方公務員災害補償基金、これは公務災害の裁定をする基金でありますけれど、これについて、公務災害として申請をされているのか、全く何もされていないのか、副町長にお答えを求めておきます。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

公務災害の申請につきましては、職員もしくはご家族の方の申請ということになってございますので、今申請しているかどうかという点につきましては、お答えは差し控えさせていただきますと思います。

ただ、もし申請されましたならば、厚生労働省の方で45時間以上の長時間勤務が続く場合、健康の障がいと恐れがあると。その積み重ねとともにどんどん上がっていくと。そして80時間以上になりましたら、長時間労働がその要因になると、恐れが高いということも示されておりますので、町としては勤務状況がどうであったかということは、しっかりと基金の方にはお伝えをさせていただきたいと思っております。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） それでは、次に、正規・非正規職員の給与等格差是正について、お尋ねをいたします。

本年4月1日現在の正規・非正規（嘱託・臨時別）職員数についてお示しいただくとともに、働き方改革の同一労働同一賃金の考え方による、非正規職員に係る給与・賃金等格差是正の考え方・内容について、問います。

○副町長（石田正則君） 村西議員ご質問の「正規・非正規職員の給与等格差是正」について、お答えします。

本年4月1日現在の正規職員は180名、臨時職員は79名、嘱託職員は91名となっております。

同一労働同一賃金ガイドラインが国から示されており、正社員と非正規雇用労働者の間で、いかなる不合理な待遇も禁止をされております。具体的に申し上げますと、基本給・ボーナス各種手当など賃金にとどまらず、福利厚生や教育訓練についても対象とされております。

基本給は、経験または能力に応じて支払うもの、業績または成果に応じて支払うもの、勤続年数に応じて支払うものなど、それぞれの趣旨・性格に照らして、実態の違いに応じた支給をするものとされているところでございます。

ボーナスにつきましては、同一の貢献には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行うこととされております。

現在、令和2年4月1日からの運用開始に向けて、この同一労働同一賃金ガイドラインおよび地方公務員法に基づき、愛荘町における会計年度任用職員制度の検討準備を行っているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） こうして同一労働同一賃金という形で、明年度から臨時の皆さんにも一定、賞与等が与えられて、賃金アップにつながるというようなことだと思えます。

しかし、こうして今の人員をそのまま臨時の皆さんを給与アップしていくとなると、町としての人件費も大幅にこれからたくさん見ていかななくてはいけないと思うのですけれど、その点について新年度どのようなことで進めようとしているのかお尋ねしますとともに、もう1つは、私は大きな問題は、本来、町が施設管理をしなくてはいけないスポーツ施設とか、るーぶるとか学童とかハーティーセンターとか、いろんな施設を指定管理で任せております。

しかしながら、指定管理を受けている事業主は、私も聞きに行ったのですが、例えば、るーぶるとか三山館とか、パートの人は滋賀県の最低賃金の1時間839円・840円で働いておられる。役場はそういった形で臨時の人にも給与アップを来年度から進めていこうとされているのだけども、反面、指定管理先については、全くそのようなことが考えられない状態にあります。

指定管理料につきましても、三山館にしても、るーぶるにしても、ハーティーセンタ

一にしても、指定管理料という予算は段々削られています。そういった中での、指定管理先の職員の同一労働同一賃金についての考え方はこれでいいのかということについて、お尋ねをしておきます。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） 再質問の指定管理先での待遇につきまして、お答えをさせていただきます。

指定管理者における待遇等の改善につきましては、指定管理や業務委託における仕様書におきまして、労働基準法をはじめとする関係法令を遵守し、業務形態に合った適正な人員を配置することとさせていただいております。

また、選定の際には業務内容に見合った適正な人員となっているのか、業務形態・労働条件など法令を遵守されているのかなどの確認も行っているところでございます。

なお、具体のそれぞれの職員の給与や処遇につきましては、受託者の経営判断によるものと理解しております。今後も、受託者に対して、労働基準法や労働安全衛生法など遵守されているか確認を行うとともに、モニタリング時や月例報告時に、必要に応じて関係法令等の遵守の指導に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 最後に、今後に向けてでございますけれども、「愛荘版町職員働き方改革」をどのように進め、この町で働く職員がどういった思いを持って働き、その思いをどのように町民にフィードバックしていこうとお考えか、町長にお聞きします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 村西議員ご質問の「愛荘町版働き方改革」について、お答えをします。

令和元年度愛荘町版働き方改革につきましては、職員の健康管理を第一とし、働きやすい職場となるよう、管理職を含め職員一人ひとりの意識改革を進めています。職員の業務の削減・簡略化は、人事担当課等が一律にルールを決めてできることではなく、各所属の職員間でその必要性を理解し共有したうえで、俯瞰しながら事務の効率化に向け取り組むことが大切であると考えております。こうしたことから、5月15日および7月16日開催の課長会において、働き方改革の今後の進め方について、意識の統一を図ったところであります。

職員一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら健康でいきいきと働き、限られた

時間で高い成果をめざし、個性と能力を最大限に発揮するとともに、事務の効率化をはじめとする見直しなどにより、働きやすい職場となるよう働き会改革を行ってまいります。

また、ワークライフバランスをめざすために、職員一人ひとりの意識改革を行いながら、地域貢献活動に参加できる職員を増やし、より住民の方に寄り添った質の高い行政サービスを提供し、地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 私は町長に今回の最後の働き方改革を、やはり教育委員会の某課長が2か月も3か月も80時間以上残業をしていて、そしてそれが原因で倒れたという問題があります。私はここで、やはり二度とそういった職員、そういった管理職を出さないと、そういった思いをここで町民の皆さんに約束してほしいなと思っております。

冒頭の話でもありましたように、管理職の時間外が多かったら、副町長が「今月は多いから考えるように。ちょっとセーブしろ、仕事を他に渡して、あるいはそちらの課が忙しかったらこちらの課へ回そうとか、そのくらいの思いを持って副町長もそういった管理職の時間外調整をしてもらわないと、再びこのような職員、倒れる職員が出るのではないかと危惧しているところでもあります。そういった思いを持って、町長に対して、なかなか言いづらいかもわかりませんが、こういった職員が倒れた、それも長勤で倒れたという問題について、ひとつ町民の皆さんにもコメントをお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

やはり健康を第一にということ、先ほども申し上げた通りで、仕事のために生きているわけではないと思います。生きていく中での仕事ということがあるのであるというふうに私は感じておりますので、ワークライフバランスということを徹底してやっていく、また仕事をしっかりと限られた時間の中で成果を出していくという能力を磨く、また意識の改革ということが大変重要であると。そのことをこの町の文化の中により内包していく必要があるというふうにとらえております。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、今回、教育委員会の職員が、長時間労働が直接的な要因かどうかというのはわ

からないのですが、そういったことも1つの要因だと私は考えているところでございますが、そういった状況を二度と繰り返さないという思いを強く持っております。

具体的なお話になりますが、倒れられてすぐに町長が臨時課長会の招集指示をいただきまして、まず、今までから愛荘町版働き方改革というところで、いろいろな取り組みをそれぞれの課で実施をしていただいております。まず、それで本当にいいのか、本当に職員の意識がやはり徹底しないと、実効性の取り組みにならないということもございまして、課長会を2度開催し、そして意見交換をし、その間には課長が課に持ち帰って課員と意見交換をして、どういった取り組みがまずそれぞれの課で取り組めるのかというところを吸い上げまして、全庁的にこういった取り組みをやっていこうということで、令和元年度の愛荘町版働き方改革の取り組みをとりまとめて、そして「まず、できるところからやっていこう」というキャッチフレーズのもとで、今取り組みを進めているところでございます。

管理職につきましては、今回、働き方改革の関連法案におきましても、勤務時間の徹底が時間外勤務の対象となる職員だけであったというもとの、管理職につきましても、今後は勤務時間についてもしっかりと把握するようという形で改正されております。

今現在、出退勤システムについて勤務時間について把握を行っておりますが、それが本当に十分かどうかということも含めて、今後、職員が長時間労働にならないように、いろいろな取り組みもしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） ありがとうございます。町長・副町長の力強い決意をお聞かせいただきました。何遍も申しますけれども、長時間勤務によって身体を壊す、身体を悪くする、そういった職員が出ないよう、そして、愛荘町は働き方改革もしっかりされているので、就職するなら愛荘町役場に行きたいなど、そういう学生がたくさん来てくれて、もっともっと愛荘町の活性化を、新しい職員が発揮して、働きやすい職場になるように努力をお願いしておきます。

続きまして、3点目でございます。災害等対策本部の立ち上げにかかる指揮・命令体制の確立に向けて、ご質問をいたします。

今年も台風襲来シーズンに入り、先月15日には台風10号が西日本を縦断し、お盆台風として新幹線の計画運休や飛行機の欠航など、帰省客に大きな影響をもたらしました。また、昨年は大阪北部地震や豪雨災害、台風21号など愛荘町にも大きな被害を与

え、さらに災害ではありませんが、昨年4月11日、彦根警察署河瀬駅前交番で、深夜、19歳の巡査が当時41歳の巡査部長を背後から自分の拳銃で射殺し、拳銃を持ちながら愛荘町へ逃げるといった悪質事件も発生しました。直後の町議会全員協議会で、町長に対し町役場への到着が事件発生後数時間経過後だった理由を議員から質問された際、たまたま長浜の自宅へ荷物を持って行って、町への到着が遅れたとの返答をされていました。

さて、私は6月定例会の一般質問において、「教育長の施政方針について」をはじめ計3問の質問原稿を5月8日に議会事務局に提出しました。この「教育長の施政方針について」の文中、教育長に対し「三役のうち唯一の町内在住者として、大いに期待している。」とのくだりについて、5月24日、議会事務局長から「町長から、誤った内容なので削除してほしいとの申し入れがあった」との連絡を受けました。

私は、昨年2月の町長選挙前後以降においても、町長は奥さんやお子さんともども長浜市で居住されているとの思いを持っておりましたので、町長に直接確認すべく、5月27日14時から町役場応接室で2人きりで5分程度面談し、現在の居住地について質問しました。その内容は次のとおりでありました。

長浜市に住んでおられるのではないかと。いえ、市に住んでいます。住民票が市にあるだけでないのか。いえ、愛知川町に住んでいます。実家の前をいつ通っても、あなたの車は見当たらないが。子どもや奥さんも一緒か。そこまで答える必要があるかと口を濁された、といった内容でありました。

この面談において、町長が自らの口で市に住んでいると明言されたことから、前述の教育長への質問原稿中「三役のうち唯一の町内在住者として」のくだりを取りやめたものであります。

さて、9月に入り台風の襲来をはじめ、いつ起こるかわからない南海トラフ巨大地震や、滋賀県においても琵琶湖西岸断層帯にかかる地震対策など、さらには河瀬交番事件のような凶悪事件への対応など、町長は災害等対策本部長として、昼夜を問わずいち早く町役場に駆けつけ、対策本部を立ち上げ、指揮・命令をされる必要があります。その早急や体制づくりを考えると、町のトップの実際の居場所・居住地については、内外に公言が必要であります。

そこで、5月に私に明言された町長の町内「市」での居住実態について、再度、公式のこの場において、市の住民さんをはじめ町民の皆さんに明言を求めておきます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 村西議員のご質問についてお答えをいたします。

市が私の住まいであります。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 町長からは、常時、市にお住まいだ、住んでいるというような明言をいただきました。緊急時にもいち早く役場に駆けつけ、指揮・命令いただけるものとして安心をいたしました。

ただ、別の場所からの通勤や出張にあつては、途上事故での公務災害が適用されず、旅費の精算も必要になることや、近隣住民からの不現住、ここには住んでいませんよという申し出でありますけれども、こういった申し出があれば、町長自らがその実態調査をするということになっておりますので、よろしく願いをして、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） ご苦労さんです。

○議長（竹中秀夫君） ここで暫時休憩といたします。再開を1時15分といたします。

休憩 午後0時17分

再開 午後1時15分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 澤田源宏君

○議長（竹中秀夫君） 1番、澤田源宏君。

○1番（澤田源宏君） 1番、澤田でございます。一括方式で、2点お尋ねします。

まず1点目、一般質問の意義について。私は、これまで地域の代表者として愛荘町議会で一般質問を行ってまいりました。その都度、町長をはじめとする担当課の職員からの答弁が聞きましたが、その後の質問に対する進捗状況などの説明等が全くありません。議場での説明・答弁だけで、その場を乗り越えているようにしか思えません。

質問に対する議場でのセレモニー的な答弁は、やめていただきたいと思います。住民の深刻な問題を取り上げていますので、無理なことは「無理」と答弁いただくなり、また、「できる」「やります」と答弁いただいたものについては、私の顔を見た時にでも、「あ

の問題は現在このように進んでいます」などの報告をいただきたいと思います。もっと町民ファーストの気持ちを持っていただきたく思います。

次、2点目です。愛荘町東部の観光開発について、お尋ねします。

愛荘町東部における観光施設について、湖東三山の雄「金剛輪寺」があり、そこには国宝大悲閣、重要文化財の三重塔、鎌倉時代の回遊式庭園、また、歴史に残る茶室の水雲閣、金剛輪寺全体の庭園付近を国の名勝に指定されています。春や秋の行楽シーズンには、多くの観光客でにぎわっています。特に11月20日過ぎは、紅葉の見ごろです。

このほか、この近くには手織りの里金剛苑、愛荘町歴史文化博物館、町内外の観光地を紹介したり特産物を販売したりしている湖東三山館、さらに、岩倉地先には矢取地蔵で有名な仏心寺があります。

ところが、PRが行き届いていないのか、日本全体では外国人が年間3,000万～4,000万人が訪れるといわれていますが、当地域は6年前にインターチェンジが設置されたものの、金剛輪寺をはじめ各施設の観光客は、じり貧状態です。これは、国民宿舎も取り壊され、観光客を刺激するような特徴的な施設もないのも事実です。

この状態でズルズルと日を過ごしてしまうのも、残念でなりません。例えば、人気作家に金剛輪寺を舞台にした小説を書いていただくとか、そういう工夫はできないものでしょうか。我が役場には「農林商工観光課」という担当課がありますが、長期的な展望に立って観光誘致の名案がないかをお尋ねします。

また、以前に湖東三山館の今後の運営について調査検討を加えるように会議でお話があったのですが、その調査の結果はいかなるものなのでしょうか、あわせてお尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 澤田議員のご質問のあった「一般質問の意義」について、お答えいたします。

議員の皆様からの一般質問につきましては、議会終了後速やかに各所管に質問の要旨と回答内容をまとめるよう指示し、情報共有ならびに進捗管理のもと、必要な取り組みを実施するようにいたしております。

ご質問では、質問に対する進捗状況など説明等が全くなく、また、議場のセレモニー的な答弁とのことでございますが、決してそのような思いはいたしておりません。

ご指摘いただきましたことにつきましては真摯に受け止め、議員とのコミュニケーション

ョンをより一層図ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 産業担当政策監。

○産業担当政策監（中村喜久夫君） 澤田議員の「愛荘町東部の観光開発」の質問について、お答えをいたします。

合併以前の秦荘町時代からの悲願でありました「湖東三山S I C」が平成25年10月に開通し、愛荘町へのアクセスが格段と向上をいたしました。当初の湖東三山S I Cの計画交通量は1日当たり2,300台に対し、本年3月末のデータでは4,549台と大幅に増大しており、人の流れ・モノの流れが確実に増えてきております。

紅葉の季節には湖東三山を訪れる観光客であふれ、一気に活気づきます。観光の中心となる金剛輪寺の来館者数は平成30年度全体約7万5,000人に対し、シーズンの11月は全体の約7割と集中しております。

普段におきましてこの活気を呼び込もうと、農林商工課では観光物産推進室を設置し、より一層の観光振興の充実に取り組んでおり、紅葉シーズンだけではなく四季折々の愛荘町を発信できればと考えております。

特に、メディアに取り上げられることは効果的な観光発信であり、滋賀県では「滋賀ロケーションオフィス」を立ち上げ、県下での映画やTVのロケ地、CM撮影を誘致しており、愛荘町でも撮影等の実績があります。このような機会を有効に活用するなど、今後も各観光関連機関と密に連携を取りながら、愛荘町の観光施設や資源のPRに努めてまいります。

次に、湖東三山館あいしょうの経営プランについて、お答えをいたします。現在、秦荘観光協会に指定管理をお願いし、地域情報および広域観光情勢の発信、地元特産品等の販売、観光振興を目的とした事業を実施しています。

この指定管理が今年度末で終了することも踏まえ、町の東の玄関口である本施設のさらなる可能性を求め、町内外の来訪者から愛される施設となることを期待し、専門業者による課題の洗い出しと調査を行い、これらをもとに4回の検討委員会を開催し、有識者のご意見をいただいていたところでございます。

検討委員会では、町の活性化のための施設と位置づけ、様々な改善策を提案いただき、また、議員の皆様からもアイデアやご支援のお声掛けをいただいております。現在調整しているところでございます。できるだけ早い段階で皆様に今後の施設についてご説明させていただき、観光振興の拠点として町の魅力を発信し、さらに活気のある施設となるよ

う、関係者一丸となって取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 1番、澤田君。

○1番（澤田源宏君） 1番の一般質問の質問ですけど、町長か副町長、どちらでも結構ですので、一般質問についてどう思われているか、お答えいただきたいと思います。
そして1番の質問を終わります。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 澤田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

一般質問は議員の権能であり、町の行政全般について様々な視点や角度からご質問をいただくことを通して、執行機関の所信を質すもので、大所高所から政策議論を展開していただいております。議場において政策を議論することが大切で、議論を踏まえて政策の企画・実施に活かしていく所存でございます。

澤田議員がおっしゃっていただきましたように、地域の切なる様々な課題を、この議場におきましてご質問また発信をいただいておりますものでございます。その点も踏まえまして、やはり住民により近い議員の先生からのご指摘というのは本当に重要であるということ、より担当課は踏まえながら政策またその実施・実行に、より一層努めていかなければならないというふうに常々感じております。

このたびご指摘を改めて質問という形でいただいておりますこと、関係課管理職また課員、しっかりとどめてまいりたいと存じます。以上、答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 1番、澤田君。

○1番（澤田源宏君） ありがとうございます。そして2番目の質問ですが、これはもう答えていただかなくて結構です。

少し前では、金剛輪寺で『関ヶ原』という映画の撮影がありました。主役の岡田准一など多くの芸能人が撮影に来ておられました。関係各位等いろいろと問題はありますが、そういう場所であるとわかっているならば、早くからPRをすれば、多くの観光客が来ると思われます。

せっかく東部地域にはきれいな自然がたくさん残っていますので、湖東三山とも密に連絡を取り、観光客が多く来ていただくよう努力されるよう望み、一般質問を終わります。

◇ 森野 隆君

○議長（竹中秀夫君） 次に、3番、森野 隆君。

〔3番 森野 隆君登壇〕

○3番（森野 隆君） 3番、森野 隆でございます。本日2点、町の観光振興について、もう1点は街道交流館ふれあい本陣について、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

愛荘町の観光振興について、お尋ねいたします。近年、観光は地域経済活性化の推進力と位置づけ、国家を挙げて観光振興に取り組んでこられました。

2002年に外国人旅行者の訪日を促進するために、官民で取り組もうとするグローバル観光戦略が策定されて以来、2006年に観光立国推進基本法が成立し、2008年には観光庁が発足され、そこで国の動きも活発になり、誰もが驚く「観光国 日本」となりました。

私が子どもの頃、いや、そこまでいかずとも、20～30年前までの観光地と言われるところは、外国人観光客はほとんど目にしなかったのが、いまや主となる観光地は20～30年前とはまるで逆で、日本人を探すのが難しいほど、訪日外国人の観光客であふれかえっているのが現状です。

旅行スタイルも大きく変わり、今までは団体旅行が需要の中心であったのが、個人旅行が中心となりました。また、周遊観光・慰安旅行から滞在型旅行や体験型旅行となり、そして、エコツーリズム等のニューツーリズムを含めた多様なスタイルの旅行に移行してまいりました。このような旅行スタイルになると、地方における観光振興の位置づけも大きく変えていかなくてはならないわけでございます。

従来、観光振興を考えると、まず第一に浮かぶのは、景勝地であることや温泉や娯楽施設のある・なしで決めていたのではないのでしょうか。その結果、観光資源を持たない地域への集客は困難であると、あきらめているのではないのでしょうか。

しかし、これからの地方創生や地域活性化を考えるうえで、「観光」というキーワードは切っても切れないものになっているのではないのでしょうか。そして、そこから知恵を出すことにより観光振興が有効な1つとなり、その取り組みこそがまちづくりの一旦を担うものになるのではないのでしょうか。

過疎化や高齢化に直面している地方においても、観光や交流人口を増やそうという観光振興に積極的に取り組んでいる自治体は少なくありません。端的に申せば、地外からどれだけの外貨を獲得できるかであり、結果的にはまちの財政をどのように増やすかが、

まちの福祉・教育などの住民サービスにつながるものと考えます。

そこで、有村調整も2年目となり、この愛荘町の観光振興のお考えを、また、町はどのような形のシティプロモーション・セールスプロモーションを考えておられるのか、そして力を入れておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 森野議員ご質問の「町の観光振興について」に関する質問について、お答えを申し上げます。

東京オリンピック・パラリンピック開催の2020年には、日本に多くのインバウンド効果が期待され、観光庁は2020年の観光客数の目標を4,000万人と宣言しました。観光に対する関心がますます高まる中、各自治体においても創意と工夫による観光振興がカギを握ると思います。

愛荘町におきましては、今年度より農林商工課内に「観光物産推進室」を設置し、住んでいる人が誇りある輝くまちをつくり、訪れた人が地域の豊かさに触れ、再び訪れたくなるような観光・交流のまちづくりをめざしています。

平成30年3月に取りまとめた「愛荘町観光意識調査結果報告書」によりますと、我が町への訪問目的は「観光」が6割を占めており、また、訪問回数10回以上のリピーターが3割近くおられます。最近におきましては、観光協会のご努力もあり、豊満神社に観光バスが停まるなど、今までにはなかったツアー設定も出てきております。このことから、愛荘町には魅力ある観光資源があり、それをさらに磨きあげることが本室の役目と考えております。

他にも新たな広域連携の検討や、昨年、観光連携協定締結したJAFとコラボした魅力発信など、新たな観光振興の取り組みにも着手しております。

今年度は、町の観光振興を図る指針となる「(仮称)愛荘町観光物産振興計画」の策定を進めており、観光振興により交流人口を増加させ、また、地域の皆さんが地域資源の魅力に再認識し、愛着と誇りを醸成することで、観光まちづくりの機運を高め、来訪者に町の魅力を伝えたいと考えます。

また、シティプロモーション・セールスプロモーションについては、まずシティプロモーションについて、地域再生や住民協働などの様々な概念の中の1つとして観光振興があります。この観光振興でめざすものは、地域に関わる住民の参画意欲や愛荘町ならではのブランドを高めることであると考えます。このことは、効果として観光客を受け

入れる地域側が自ら地域の魅力を提起し、地域の人々と触れ合う機会を提供し、観光客に外からは見えなかった体験価値や発見の機会を与える着地型観光につながるものであり、愛荘町ではボランティアガイドや農家民泊の推進がこれに寄与しています。今後は町外だけでなく、町内への情報発信にも注力するなど、町民の地域への愛着と誇りを醸成する人づくりが重要であると考えています。

次にセールスプロモーションについては、「ここ滋賀」での商品販売や、旅行会社・雑誌社に出向き町をPR、また、ふるさと納税制度のさらなる活用とイベント参加による特産品や情報の発信を展開しており、愛知川庁舎1階フロアでも大型テレビで愛荘町の紹介ビデオを流しております。また、新たな商品開発の支援もしていきたいと考えております。以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 非常にスマートなご答弁をお聞きしたわけですが、**「言うが易く、行方が難し」**ということで、今、私、手元に行政組織体系図というのを持ってまいりました。ご答弁の中にも本年度、農林商工課内に観光物産推進室を設けたというようなご答弁がございました。それで見てみますと、推進室、室長に小林室長がお1人、そしてあとのメンバーはと言いますと、あとメンバーが3人いらっしゃるのですが、全部兼任をされているメンバーです。実質、室長が1人、そして同じ農林商工課の清水さんが兼任ということですが、果たしてこの2人および1人でこれだけのことができるのですか、お尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） ただいまの再質問について、お答をさせていただきます。

まず、組織変更についてでございますが、第2次愛荘町総合計画に基づきまして、商工業の活性をはじめ地場産業や伝統産業・農林業など多様な産業の振興に総合的に取り組み、地域の強みを生かした重点戦略プロジェクト「仕事づくり」を推進するために、平成30年11月1日に組織変更をまず致したところでございます。

観光分野における愛荘町ならではの土産物や食べ物の開発に向けて、観光と物産との連携を図るために、農林振興課と商工観光課を統合し「農林商工課」を設置したところでございます。

また、平成31年4月1日には愛知川観光協会と秦荘観光協会の統合、湖東三山館の今後の方向性を、また、観光物産振興基本計画の策定ということもございます。そうい

つたことを推し進めるために、農林商工課内に「観光物産推進室」を設置したところでございます。

ご質問の中でもございましたが、観光物産推進室、総勢4名ということで、その者は本務が観光物産推進室ということになってございまして、兼務につきましては「みらい創生課」のランドデザイン等、他のプロジェクトの兼務がかかっておるといところでございます。実質的に4名という体制でございます。

あわせまして、広報部門のみらい創生課の職員を、観光物産施策の情報発信を補強するというので、プラス1名を兼務とさせていただいております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 今、副町長がおっしゃった「観光」という仕事だけでも、非常にたくさんあったように思うのです。それが室長入れて4名、農林商工課内に観光物産室を設けて、これだけのことをしますということ、私が解釈するならば、これだけの仕事があるから別に「観光課」というのを置いて、これだけのことをやるんですよというようなご答弁なら私、理解できるのですけれども、これだけたくさんのことをするのに、農林商工課内に1つだけ室を置いて、兼務3人プラス合計4人ですけれども、それでやるというのは、悲鳴があがっていませんか、職員さんから。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

まず、職員の体制についてでございますが、30年11月1日に組織変更を行った際に、農林振興課と商工観光課の2つの課1つの課「農林商工課」とさせていただいたところですが、体制的には、課長を除く担当の職員数は変更を行っておりません。ただ、先ほどいろいろな観光協会の統合のお話、そして三山館の今後の方向性、そして基本計画の策定という大きな業務が加わるという中で、職員数を増やせるということであればというお話でしたけれども、役場全体の中で、限られた職員数の中で全体を見て、職員の配置については行っておるといところですので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） いろんなことがやりたいというのはもちろんわかりますし、それも決められた人数でやらなければいけないというのもわかっております。ただ、いろんな組織というのがありまして、今回、先ほど町長のご答弁にもありましたように、豊

満神社に観光バスが停まるなどというようなご答弁がございました。この1年間で豊満神社でバスが何台停まっていたか、ご存じでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時41分

再開 午後1時42分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

ただいまこの場にはその資料は持ってこなかったのですが、数字は申し上げることができませんが、豊満神社へお伺いさせていただいた時に、毎週土日になりましたら「ミステリーツアー」という形で、多い時には1日4～8台お越しになるということで、そういった取り組みを観光協会の方は物産を持ち込んで、仮設のテントということでございますが、PRをして、そして観光客に愛荘町の魅力を発信しているという取り組みを行っているということでございます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 少し意地悪な質問をして、すみません。私、調べまして数字はわかっているのですが、申しますと、約1年間でバスが300台、約1万人弱が豊満神社に来られているのです。

これ、近年にはないことで、このチャンスを愛荘町は見逃すわけにはいかないと思うのです。流行り言葉じゃないですけども、「いつですか?」「今でしょ!」という、そんなことで、今やらないとだめなんです。これが2年後、3年後ではだめなんです。

だからこそ組織もしっかりと「観光課」なりを設けていただいて、〇〇〇課の中の「室」ではなしに、しっかりした「観光課」というのを設けていただいて、今やるべきことが、せっかくいろいろな各種団体の方がご努力されて、観光客を愛荘町に呼び込んでおられるのに、それをスルーパスではもったいないのです。ですから、ここはひとつ、各種団体が二の矢・三の矢を打とうと思っても、何の手立てもなかったら水の泡ですので、何とか愛荘町もこのチャンスを逃すことなくとらえていただきたいと思っております。

いろいろと観光客を呼ぶということで、やはり。これ私、組織に問題があったのでは

ないかなと思うのです。非常に抱えておられる農林商工課、農業のこともしないといけませんし、また工業のこともしないといけない、商業のこともしないといけない、また観光のこともしないといけないということで、ちょっとすべて詰め込みすぎたかなという思いを持っております。その点、いかがですか。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

30年11月1日に農林振興課と商工観光課を統合させていただいた目的でございますが、それぞれ5名程度の課というところで、そしてまた、観光分野と農産物の連携等、それまで物産については、町の観光の取り組みとしては弱いという部分もございましたので、統合をして観光と物産とをともに進めていこうということで、課をとうござらせていただいたと。

あと、プラスの目的としましては、課が5名程度というよりも、10名程度という規模になりましたら、農林振興課として忙しい時期、そして商工観光課として忙しい時期、やはり全く同じではないので、それぞれ全体をうまく調整しながら、大規模な人数で、よりしっかりと業務をやっていただけという思いもございまして、統合をさせていただいたところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 観光というのは、単なる人集めではないと思うのですよ。観光振興を考えるうえで、やはり道（道路）をどのような道路をつくるのか、どこに道路をつくるのか、またどんな看板をつくるのかといった、社会インフラすべて関係してくると思うのです。

だから、観光というのは人集めだと簡単に考えるのじゃなしに、本当に社会インフラ、まちづくりのいまや中心ということで皆さんとらえて、そこから、どのようなまちになるかということも考えてもいいのではないかなと思っております。

それと、先ほど副町長のご答弁で、各課5名程度で課をつくっていくと。もちろんそういうことは大切かと思うのですけれども、私やはり、有村町長になって有村町政の目玉は何なんだというようなことをもっと特色を出して、そこで上下があつてもいいと思うのです。だから今これを見ると、あまり観光には力を入れてないなど、もうちょっと力を入れられるのだったら、予算取りにしても組織図にしても、もっといろいろな考え方があるので、ですから、予算にしてもそうです、一律1割カット、1割5分カット

ではなしに、ここは2割カットでいいと、ここは0.5割増だとか、そういうメリハリがあつていいと私は思うのです。一律すべての課、1割5分カットで考えてくださいというのであれば、これは失礼ですけど、誰でもできますわ。やはりそこはカラーを出して、有村イコール観光だというのなら、観光は0.5割アップだと。その代りここは今年度は泣いてくれと、2割5分カットだというようなことで、もう少しメリハリのついた組織・予算すべてをすると、町民はもうワクワクしてきますので、そこら辺、副町長、いかがですか。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

力を入れてないというご指摘でございましたが、町としましては総合計画の中の重点戦略プロジェクト、しごとづくりという中で、観光振興にもしっかりと取り組んでいくということで位置づけをさせていただいております。

また、予算の編成につきまして、1割カットということでお話ございました。ちょっと工夫がないというご指摘だと思っております。その点につきましては、本当に限られた予算の中でどういった施策を推進していくかということ、しっかりと庁内でも政策協議を経て、しっかりとつけるべきところはつける、カットしなければならないところはカットしなければならないという財政状況に陥っていると思っておりますので、来年度編成に向けてしっかりと政策論議ができるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） よろしく願いいたします。

1番目の質問の最後になりますけれども、先ほど町長のご答弁で、(仮称)愛荘町観光物産振興計画の策定を進めているということで、そういった計画案も進めているということで、非常にまた期待もしております。

ただ、ともすればこういう策定書なり策定計画を設けることが目標・目的であって、それで安堵することが往々にしてもございますので、その点、それは違うのだと、終着点は観光をしっかりやるということで、これはあくまでもその手段であるということ、をしっかり理解していただいて、これができたからできたということではないと思っておりますけれども、その点、最後に一言だけ言わせていただいて、1番目の質問を終わります。続きまして、2番目の質問に入らせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時51分

再開 午後1時52分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 先ほどは失礼いたしました。

オープンしてから1年が経過した街道交流館愛知川ふれあい本陣の現状と今後の運営について、質問いたします。

中山道沿いに昨年、総工事費4億4,800万円で、昨年の夏に賑々しくオープンされた愛知川ふれあい本陣、その後1年が経ちました。私、昨年の6月定例会で、この愛知川ふれあい本陣の運営に対して一般質問をいたしました。その時の以下のような答弁をされておられます。

指定業者の業務が適切に遂行されているかは、定期的にチェックし、月次報告の提出はもとより、指定管理者による業務が協定書や仕様書に従って適切に行われているか確認するモニタリングを実施し、その結果、改善すべきは改善するように指導していく」と言われています。

月次報告やモニタリングは実施されているのでしょうか。また、その結果どのような改善を指導されたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 森野議員ご質問の2点目の「ふれあい本陣の今後の運営と中山道の活性」のうち、「月次報告やモニタリングを実施し改善指導しているのか」について、お答えいたします。

ふれあい本陣は、指定管理者において管理運営をしていただいております。本年8月で丸1年が経過いたしました。指定管理者の経営努力のおかげで、当初の目標であった「地元住民の方や町内の方が気軽にご利用いただける施設」ということにおいて、一定の成果があがっているのではないかと考えております。

「業務が適切に遂行されているか」については、月次報告や「愛荘町指定管理者制度

導入施設のモニタリング制度に関する基本方針」に基づくモニタリングを実施しているところです。月次報告では、事業実施状況や施設の利用状況等を報告いただいております。特に宿泊施設の稼働率の向上について、意見交換を行い改善指導しているところでございます。

モニタリングについては、基本方針に沿い、平成30年11月にモニタリングを実施しましたが、4か月の運営実績のため業務指導等は実施しておりません。今後行うモニタリングにおいては、基本方針に即し、地域に愛され活性化につながるような改善指導をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 1年が経過して、少し簡単な数字で結構ですので、どのように推移しているのかということ、発表していただけますか。

○議長（竹中秀夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 森野議員の再質問でございますが、施設の実績を報告させていただきたいと思っております。

大きく4つに分かれておまして、情報発信施設いわゆる旧近江銀行のところの入込でございますが、月平均にいたしまして、昨年が2,300人程度、本年4月～7月までですが、3,300人程度ということで、伸びてございます。

次に「なごみカフェ」、飲食提供施設でございますが、こちらについては月、30年が1,170人程度です。本年が1,200人を少し超えているような数字でございます。こちらにつきましては、ポストレジを導入しておりますので、この数字についてははかなり正確な数字に近いと思っておりますが、先ほどの情報発信施設につきましては、カウンターを付けておまして、そのカウンターでの数値の報告でございます。

次に体験交流施設でございますが、30年が370人程度でございます。本年につきましては390人程度でございます。

宿泊につきましては、30年につきましては10月から試行的にさせていただいております。10月～3月までで51名の宿泊でございました。本年に入りまして、4月から7月において66名ということで、若干、宿泊のお客様が少ないというような現状でございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） ありがとうございます。情報発信施設およびなごみカフェ等々

は、いいとは申しませんが、順調な数字ではないかなと思っておりますけれども、やはり問題となるのは宿泊等々ですけれども、宿泊はお1人さま1泊されるのに5,000円旅費がかかるということで、1人泊められますと、1人お店の方が夜中いないといけませんので、シルバー人材センターさんに1万1,500円を払って来てもらっているのだと。だから2人泊まっても赤字が出るような状態です。それは承知されていると思うので、どのような伸ばす方法、何か考えておられますか。

○議長（竹中秀夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 再質問にお答えいたします。

宿泊につきましては、一般の観光客の誘致、ホームページ等で来ていただくような取り組みを進めていただいているところでもありますが、地元企業様がございまして、そちらの方で企業研修を一棟貸しでしていただくなり、宿泊も兼ねての研修をしていただくというところで、観光分野だけでなく、そういった地元の企業さんを対象にしたことも指定管理者の方で考えていただいているというところでございます。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 一棟貸しというのは、非常にいいアイデアだと思います。というのは、ヒアリングいたしますと、やはりなぜ宿泊が伸びないかということをお聞きすると、お風呂が1つで、他人さんと同じお風呂というのが抵抗があるということと、トイレもそうです。トイレも一緒だと。そして洗面が、朝起きて化粧もしてないのに他人さんに出会うのは嫌だということで、一棟貸ししますと皆さん身内というか、そこら辺のところもクリアできるんじゃないかと思っておりますので、何とかそういったアイデアをどんどん出していただいて、伸ばしていただくようお願いいたします。

それと指定管理者の三和サービスさんにお話を伺ったところ、非常に行政とはいい関係になっているということも聞いております。これはいい言葉で、本当に三和サービスさんはいろんなところで指定管理をされているのですけれども、どことは聞いておりませんが、非常に行政とぎくしゃくしているところもあるけれども、愛荘町に関しては非常にいい関係だということもおっしゃっていただいております。ただ、いい関係ということに胡坐をかきわけじゃなしに、いい関係だからこそ厳しく言うということも必要だと思いますので、ますます適切なアドバイスというか、しっかりとしたご指導を行政にはお願いしたいと思っております。次に行きます。

前回の答弁で、またこのようなことも言われております。「そのモニタリングの実施だ

けではなく、ふれあい本陣を拠点に中山道愛知川宿全体の活性化が図れるように、有識者を交えた（仮称）中山道愛知川宿活性化委員会を組織し、二の矢三の矢のご提案をいただき、地域の魅力につながる取り組みが必要であると考えております」と、このような答弁もされております。

果たしてその委員会は立ち上げられ、どのような二の矢三の矢の提案があったか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 森野議員の「有識者を交えた（仮称）中山道愛知川宿活性化委員会を組織し、活性化の提案があったのか」について、お答えいたします。

中山道の活性化については、ふれあい本陣を拠点に、指定管理者をはじめ愛荘町愛知川観光協会により取り組みをしていただいているところです。

現在、（仮称）愛荘町観光物産振興計画について、有識者を交えた策定委員会を立ち上げ、この委員会において愛荘町全体の観光・物産の振興計画の策定に向け協議をいただいております。その中で中山道愛知川宿の活性化についても議論いただければと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 最後にいたします。

本当に観光振興、一言簡単な言葉でございますが、先ほど申しましたように、すべてまちづくりにつながっていくものと考えております。どうか、チャンスを逃すことなく、観光振興、今後とも町長をはじめ行政の皆さんにお願いいたしまして、私の一般質問を終えたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

◇ 辰己 保君

○議長（竹中秀夫君） 次に、13番、辰己 保君。

〔13番 辰己 保君登壇〕

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。一般質問を行います。

まず初めに、旧愛知郡役所「ゆめまちテラスえち」の利活用について、質問を行います。「ゆめまちテラス愛知」の利活用は、行政・商業・文化の中心地としての歴史を大事にしつつ、今日の経済情勢の対応し、新しいまちの発信となる「顔」に仕上げることだと考えます。

本町には、地域の人材を育てる崇高な目的を持ち、100年の歴史を有する愛知高等学校をはじめ、往時の繁栄の証し、経済振興のシンボル旧近江銀行、そして郡役所制度が廃止される前に建設された愛知郡役所です。他にも愛知郡の中心地としての機能施設が存在していた中において、100年の歴史を持つ建造物が残されていることを大切にしたいと思います。

愛荘町は、古代の歴史を有する秦荘地域と、政治・経済の中心地としての歴史を有する愛知川地域、町内施設はそれぞれが付加価値を付けて愛荘町の価値の発信を探求されているとともに、連携した取り組みで地域振興に寄与されています。こうした努力の中で「ゆめまちテラスえち」の目的、愛荘町の顔にどのような形で接近するのかを注目するところです。

愛荘町の「顔」とは何なのか。様々な視点・観点から、「顔」の概念は変わります。「ゆめまちテラスえち」は、愛知高等学校の存続と深くかかわって進んできました。また、高等学校存続の大きな要因は、学校OB会と地域共学の実績だと考えています。だから、顔づくりで大事にしてほしいことは、愛知高等学校の灯を消さないまちづくり・施設づくりに位置づけるべきだと考えます。高校がなくなることは、愛荘町の往時の歴史文化に、これからのまちづくりにとっても大きな影響を受けると、このように思います。

私は、島根県海士町が取り組まれたまちづくり、これは大きな教訓になると考えています。島根県海士町は、境港からフェリーで約4時間かかる、日本海にある壱岐島の1つの町です。そんな町にある県立高校が廃校となる状況のもと、当時の町長さんは、高等学校の廃校は町の存続問題であると、高校の存続を探求されたのです。リスクはかなり高かったのですが、「高等学校の存続」を町の顔と位置づけ、職員のと移住者（プロデュース）などで高校の存続に成功されました。

高校の存続の取り組みは、人を育て、地域の絆づくり、産業振興と進展し、観光振興までつくり出す、こうした大きなまちづくり、このように広げられました。詳細は、議会事務局に本を置いてありますので、機会があれば読んでいただきたいと思います。

こうしたことを述べて、この時点で改めて、町長の施設づくりについての見識をお伺いしておきます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 辰己議員の1点目のご質問、「施設づくりについての見識」について、お答えいたします。

昨年9月の議会でもご答弁したとおり、私が持つ施設づくりおよび施設のあり方に向けての哲学は、持続可能性であります。町民の皆様が愛着と誇りを持って、訪れたいくなる施設であるか、建築費そして運営費も含め、財政的にも心情的にも、町民の皆様の幸福につながるか、また、行政が担うことについての合理性、そして時の要請、時流に乗ったものであるかといった点を踏まえ、施設づくりを行っていく必要があると考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 今、答弁いただいて、簡潔に述べていただきました。持続可能であるものと、同時に、あまり設備投資というか、建築費を高くつけない。そうした考え方ですが、では、歴史的資源と人的資源、こうしたものが愛荘町に、先ほどの一般質問等々でも出てきています。こうしたものをつなぐ、結ぶということから見て、やはり「ゆめまちテラスえち」そのものの業務というよりも整備方針、これについて、どういう方針でこれが進められてきたかという点について、答弁をいただきます。これは担当課で結構です。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

議員ご指摘のゆめまちテラスえちの利活用の具体的な検討状況に関してでございますけれども、平成30年12月に活用検討委員会へ、愛荘町で生まれ育ってよかったと思ひ、幸せを実感できるまちづくりを進めていくうえで、この施設を人々は集い、交流し、まちの魅力を育める拠点として、その活用方法を諮問いたしました。

これまで同委員会の議論におきまして、各委員からそれぞれのお立場より幅広く多様な意見をいただいております。

現在、具体的な施設運営の方針のとりまとめ作業を委員会において行っていると承知しております。また答申が出ましたら、議会にもご報告を申し上げたいと考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 申し訳ございません。現在、検討委員会で協議されている方向性について質問している気はありません。

そもそも、この「ゆめまちテラスえち」の整備方針といえますか、どういうものであったのかということ、そうした整備方針に基づいて、また同時に条例をつくられていま

すので、条例の業務がどういうものであって、そういうものに近づくために検討委員で協議をされているのでしょし、もうそろそろ答申も出されるのでしょし。それはそれで結構です。なぜ私がわざわざここで聞いているのかというのは、検討委員会の協議の話聞く気はないのです。まちがどういう哲学を持っているかなんです。抽象的な「持続可能な」とかいう話ではないのです。もう現実にモノができています。これをいかに活かしていくかの問題になってくるのです。その時に行政の方がしっかりした哲学を持っているのかということが、私は一般質問で取り上げた主題です。

ですから整備方針、今協議がなされていますが、漠然とした話じゃないのです。そもそものところがあるのです。ここの機軸をなくして議論されているのなら、それはそれで結構です。そういう答弁があってもいいと思います。ですから、整備方針と条例に基づくもの。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

そもそも、本施設の原点といたしましては、都市再生整備計画の整備方針（平成24年3月）に基づくものでございます。これに基づきまして旧愛知郡役所を、以下の3点の整備方針に基づきまして整備を実施いたしました。

1点目といたしまして地域シンボルとしてまちづくりに活用するもの、2点目として町民の交流の場となるもの、3点目としてコミュニケーションの場となるものでございます。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） そのとおりです。そういうものを仕上げていくわけです。そのために今検討協議会がされていると思うのですが、検討協議会そのものに対して、先ほども言いましたように、立ち入る気はございません。ですから、行政自身がどういうふうに仕上げていきたいかというのが、その中に入り込んでいるのかどうかということです。

ですから、漠然と仕上がっていくのかどうか。持続可能なものであって、財政的にも抑えられるものというふうには、そこで動いているのかどうか、町長の答弁の方針で。先ほど海士町を出したのは、町長が高校を残したいと、何としても残さなかったら消滅町になってしまうという、しかも地理的にも不便なところ、だから真剣に考えられた。その姿勢が大事なんだということ。

今言われた3つの整備方針、地域のシンボルでしょう。シンボルとなるものにしていかないとだめだということでしょう。町民の交流をしっかりと培っていく、勝ち取るということでしょう。同時にコミュニケーションの場となるということです。

もう1つ私が付け加えたいのは、愛知高等学校を外してはならないのだということです。愛知川地域の発展は、やはり愛知高校、経済の中心であった旧近江銀行、中山道の活動、その経済活動を支えていく流れの中で郡役所がつくられてきて、行政機能の中心にもなってきた。こういう歴史的な発展をどうとらえるかです。その地域のシンボルとしてふさわしいものに仕上げなければならないでしょうということです。

課長の方が答弁しやすかったら、課長に答弁をお願いします。政策監でも結構です。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

まさに先ほど施設計画、ご答弁させていただきました整備計画の基本方針というものは、もちろん施設設置のうえでの考えとなっているものについては間違いございませんと。

そのうえで、まさに今現在諮問しているにあたりまして、そもそも愛荘町ゆめまちテラスえちを設置した目的といたしまして、愛荘町では歴史的建造物の価値およびモノづくりの伝統を生かしながら、世代や文化を超えて多くの人々が集うことのできる交流の拠点を想像し、もって地域の活性化を図るために旧愛知郡役所を保存したことを掲げるとともに、昨年9月に策定いたしました愛荘町総合計画におきまして、「愛着と誇り。人とまちが共に輝く 未来創生のまち。」を掲げ、まちに生まれ育ってよかったと思い、幸せを実感できるまちづくりを進めていくこととしていくことを踏まえて、当施設を、人々が集い、交流し、まちの魅力を育める拠点としてまいりたいという考えのもと、当委員会に諮問をしているというところでございます。

今後につきましてではまさに、繰り返しになりますけれども、委員会での答申が出ましたら、それを踏まえて、今後どのように具体的に施設運営をしていくかということを検討してまいるというところでございます。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 今言われたようなところで答申がされていくのだろうというふうに想像します。

しかし、実際問題、私自身も傍聴に行った限りで少し、そうなってくると入らざるを

得ないのですが、私は本当に発言の中で一番私自身が気に留めたのが、伝統工芸品、麻とかびんてまり、そうしたものをメインに持ってきた時に、伸びしろがどうなんだろうということが発言がありました。でも同時に、だからこそ1回、まちのシンボルとなる施設というと、どういうものを行政は想像しているのかなというふうに思うのです。ですから、その点を答弁をいただきたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

委員会のご議論の内容につきましては、委員会で様々それぞれのお立場からご議論いただいているものとまず承知をいたしております。繰り返しになりますけれども、検討委員会の議論の結果につきましては、まだ出ておらないところでございまして、今後、答申をいただくことになっております。そのため、検討委員会での中途の議論の中身の内容について、逐一その評価について申し上げることは差し控えさせていただきたいと考えております。

そのうえで申し上げれば、中間報告等でも報告されていますとおり、今ある者を最大限に活かすというコンセプトのもと、愛荘町が保有する伝統資源であるとか、種々のヒト・モノ・資源を踏まえてまちづくりを行っていく、そういった議論を行っているものだとして承知しております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） では、町長が今答弁されたように、持続可能性のあるものとしてまちのシンボルになる施設ということになってくると思います。どういうものを、私が一番ここが大事だなと思うのは、町長の考え、町の考え、ここが本当に大事だなと思うのです。意見をいくらもらっても、答申をもらっても、答申をどう生かすのか、答申どおりに進むということなのかどうなのか、ではないでしょうか。

ですから、その点で、答申どおりではなくて、やはりまちのシンボルとなる施設に仕上げてしまうということは、ここは譲らない、譲れない。行政もここは譲らないという答弁をいただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

繰り返しになりますが、本委員会の答申にあたりまして、そもそも諮問の中身といたしまして、本施設を、世代や文化を超えて多くの人々が集うことができる交流の拠点の

創造であるとか、地域の活性化を図るため、そもそもそういった目的のために愛知郡役所を保存したのであると。またその施設に人々が集い、交流し、まちの魅力を育める拠点としてまいりたいという町の考えを前提といたしまして委員会に諮問したものでございますので、議員ご指摘にありますように、こういった町の考えというものは踏まえたいうで、答申を出されるというふうに認識しております。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 町が諮問事項したのでこうこうこうなんだと。実際問題、中身に入る必要はないかも知れないけど、時間が足りないという雰囲気もあるのです。本当に今、町の諮問事項を協議しようとするれば、そういうところが伺えるのです。中身は入らないとしても、本当にそうしたものに、町が求めるのなら徹底的に求める議論をしていけばいいと思うのです。

私はその点では、先ほども言いましたように、そういうところがしっかりと押さえていると。以前の旧愛知郡役所の活用の時に、いろんな議論がなされて、ああでもない、こうでもないとされたようです。その答えが、1つの答えが出て、私自身は、以前の答えは愛知高等学校の存在と維持・継続、そのことの役割で本当に前の方針はいいだろうなと思いました。そのことが、愛知高等学校の新たなシンボルになるのではないかと考えて、愛知高等学校に入ってくる子どもたちが増えてくる、そうしたものにつながっていく、前の答申の時は。ですから、そういうものも含めて、愛知高等学校も頭に入れて、視野に入れて、このゆめまちテラスえちが町のシンボルとなり得るように、そうした答申を期待したいと思います。次の質問に移ります。本当にいろんな危惧もされているところが意見の中に出ているわけですから、そういうものがしっかり全部まとめられて答申が出てくるだろうと期待します。

もう1点だけ、答申が出て、一定の時期が来たら、活用に対する町民の説明会とか、そういう機会は設けられるのかだけを確認しておきます。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

現時点におきまして、答申が出てない段階ですので、その後のことについて逐一の予定についてはまだ検討できていない状況でございますが、いずれにいたしましても、答申が出ましたら議会にはご報告させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 次に移ります。次に、リバースセンターにおける家庭ごみ・事業系ごみについて質問します。

本町は、リバースセンターでのごみ処理の負荷を少なくするために、家庭ごみの減量化に取り組んでいます。その一環として、分別収集の拡大や大型ごみの収集と、事業を拡大されてきました。行政も家庭ごみへの啓蒙・啓発は行っているわけですが、事業系ごみの減量化はされているのだろうか、疑問を抱くのは私だけでしょうか。事業系ごみの分別化はどのようにされているのか、答弁を求めます。

なぜこのような質問を行うのかといいますと、ごみの処理の広域化は、問題・課題の希薄化を進めるといふ懸念です。彦愛犬広域ごみ処理は、「我がまちのごみの我がまちで処理する」基本方針から乖離していきます。新ごみ処理施設での供用開始まで10年は要します。私は、現状での広域ごみ処理も検討すべきではと考えますが、リバースセンターの現状と課題について、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君） 辰己議員ご質問の1点目、「事業系ごみの分別化はどのようにされているのか」について、お答えします。

町内の事業所から排出される事業系ごみの分別につきましては、リバースセンターに持ち込まれます生ごみ・木くず・紙くず・塩化製品を除くプラスチック類・ゴム類などの燃やすごみと、愛知郡清掃センターに持ち込まれる燃えないごみ等があります。

事業所へのごみ分別啓発につきましては、ホームページにごみの出し方とともに、分別方法や出し方の注意事項として、「生ごみは水切りを十分に」等記載しております。

また、2点目の「新広域ごみ処理施設の供用開始まで10年は要するが、リバースセンターの現状と課題を問う」について、お答えします。

平成30年度のリバースセンターへの可燃ごみの持込量の実績は、愛荘町、犬上郡3町、旧湖東町、旧愛東町の事業・公共系排出ごみが2,323.95トン、家庭系排出ごみが8,058.52トンの計1万382.47トン、その中で愛荘町から排出される可燃ごみのリバースセンターへの持込量の実績は、事業・公共系排出ごみが822.21トン、家庭系排出ごみが3,103.25トンの計3,925.46トンとなっております。

また、課題としまして、リバースセンターは平成9年3月の竣工から22年が経過し、その間、処理能力の2倍近くのごみ処理を行っていたことがあったため、施設・機器の傷みが早く進み、その修繕に要する費用も高額となっております。

平成30年度には定期的な更新のほかに、リターンコンベアチェーンフライト・軸組品および軸受等交換に556万2,000円、No.2コンベアフライトチェーン交換に367万2,000円など突発的な修繕があり、修繕料全体で1億475万2,621円となっております。

さらに、ごみ処理のRDF化の現状をお伝えしますと、平成30年度に回収した可燃ごみを固形燃料(RDF)化し売却した費用は約300万円でございますが、その固形燃料を運搬する費用が約3,200万円となっており、この点だけでも収入よりも支出が10倍となっている現状もございます。

施設の老朽化が進んでいること等から、新ごみ処理施設建設が必要となっており、その供用開始までは施設・機器への負担を減らし延命させることが必要になるため、住民への啓発はもちろんでございますが、事業者等にも広報紙・ホームページでの周知とともに、文書で各事業所に協力を依頼し、ごみの減量化・リサイクル化の協力を求めています。

また、リバーセンターは現在、4町のごみ処理施設でありますので、ごみの減量化・リサイクル化等については、湖東広域衛生管理組合および3町と協力しながら進めたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） ここでは当然、家庭ごみも、愛荘町も人口が増えていくというか、新興住宅が増えていきますので、増えていく。一定自然増的なものは考えられるわけですが、事業系のところで見ると今の答弁でも、ホームページで周知をするという姿勢、実際問題、現場で分別を本当に徹底すればどこまで減るのか。減量化に結びつくのか、こういうことをされたことがあるのか、ないのか、答弁をいただきます。

○議長（竹中秀夫君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（羽田順行君） 辰己議員の再質問にお答えします。

現状の現場の方でそういった分別の確認をされたかどうかということで、都度、確認はいたしてはおりませんが、リバーズセンターと連携を取りまして、そういった突発的な課題やトラブル等ございましたら、構成町と情報共有を図り、また個別の町の案件におきましては、その町の担当者等が現地へ行きまして、リバーズセンターの職員等と連携を図りながら、その都度対応に当たっているところでございますので、よろしく願いします。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番(辰己 保君) 答弁していることはそれでいいのですが、実際問題、協議をしてと言っているけど、以前、行った時に、家庭ごみでも分別してくれたらこれだけリサイクルに回せるものがあるのですと。しかし残念ながら各家庭、自分も含めてですが、なかなかそこまで日常生活に追われて分別に協力しきれない。また、分別をしてもどこまでしていいのか、分別の仕分けの仕方が混乱する家庭が増えてくる。あるお年寄りの方が、これは色瓶だろうかと聞かれたことがあるけれども、自分自身もこれが色瓶なのかどうか答えられない。でも、そこを、今、私はあと10年は必要なんだから、新ごみ施設の問題があるので、皆さんが一定意識が高まっているので、改めて家庭ごみも含めて、リバースセンターの実態と合わせて減量化の協力をいただくという機会に今なればいいとって質問を出しています。

同時に事業系も、各市町が協力していますと、問題があれば、事故があれば、「あれば」の話は今されています。そうではなくて積極的に、それも所長がその当時行った時に、各市町それぞれに対応をしていると。リバースセンターとして対応すれば、解決するはずですよ。各市町の課題は各市町の課題なんですよ。しかし、リバースセンターが受け入れ先である以上、リバースセンターとしてどうあるべきかは、4町でしっかりと協議をすれば解決する話ですよ。

それを「事故があれば」とやっているから、いつまで経っても手がかたず。減量化にも結びつかない。そして事故が起こって、どうしようという問題を起こしているわけでしょう。現実を見てないということです。リバースへ行って、リバースで現場の人と話した中で、どういう解決の仕方があるのか。「ホームページで周知します」では、解決しない。本町でもそうでしょう、家庭系ごみでも。広報紙で配布しています、特別にまたチラシを出しています、それで徹底できますか。やはり自治会長さんなどに力をもらって、機会あるごとに声をあげてもらうことによって意識を高めてもらうということになるのでしょうか。だから、あなたの答弁は、事業系についてはものすごく問題だと思う。

改めて提案をしておきますが、4町がリバースで行えることで、事業系についても、要するにそこにベルトコンベアを置いて、一旦下せるか、どこまでできるか知らないけど、それで分別をしてもらったら、事業者の意識も高まるわけでしょう、ホームページでは高まらないでしょう。これ彦根市がやっているというのですよ。1市だからできること。広域だからなかなか、お互いの顔色を窺って進めないところ、私はそう思います

よ。

だから、10年間のごみの計画を改めて1市4町それぞれ検討していかなきゃならない時期に来ていると思いますよ。ですから、私は1市4町のことを言う気はないけれども、リバースのことはできると思います。その点について答弁をいただいております。

○議長（竹中秀夫君） 　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君） 　辰己議員の再質問にお答えします。

そういった突発的な事案やトラブルがあった時には、その都度協議を行っているというのは確かでございますが、そのほか年2回、担当者また担当課長会議等がございますので、そこで情報共有は図っております、そこで昨今の課題であったり、今後の取り組みであったり、そういった部分の共有も行っておりますので、ご理解いただけたらと考えております。

また、リバースセンターでそのほかに地元の役員様と構成市町・組合を構成員とした環境保全対策連絡協議会も設立されておまして、運営方法でありましたり、環境問題を随時協議していくという場になっておまして、そういったところでも情報の共有であったり意見交換をして、今後の対応等をどうするかという部分についても協議をしておりますので、そのことも含めましてご理解いただければと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 　　13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 　　あくまでもリバース固形化は、当初、建設された時から問題提起をしていましたが、水を含めば、水分を含めば、元のごみに戻るという製品です。ですからこそ、あの施設の中から外へ出したりしてをやると、普通のごみに戻るということです。そのことも意識をしていただいて、問題があれば年2回とか、そんなことを言っている場合ではなくて、どう減量化を早くするか、リバースの負荷をどれだけ減少させていくかということが今喫緊の課題になってくるのですよ。

私は、もう1つは1市4町で取り組むべきでないというのは、今のリバースでさえ意識化しないと、本当にごみの減量化には結びつかない。申し訳ないけど、人というのは、意識というのは、出してしまえばもう自分の問題意識から距離ができていく。これが大型化していけば、なおさらです。今、ペットボトルが大きな問題になっていますけれども、実際リサイクルに回っているのは6%、焼却に回っているのが46%、外国に持っていつているのが、ほとんどではないにしても、その外国が今拒否をしてきている。ペッ

トボトルでさえこんな事態です。

ですからこそ本当にどうあるべきかは、行政も考えていかなければならないし、みんなも考えていかなければ解決していかない。なおさら、ごみを身近な問題としてとらえてもらう。それは小さな施設がいいんです。小さな地域がいいんです。そのことは避けて通れないから、強調しておきます。1市4町で大型の焼却炉をするのではなくて、やはり1町で本当は償却すべきである。我がまちのごみは我がまちで、一番身近に感じます。

同時に、予測ですが、予断ですが、愛荘町の場合は、残念ながら旧の愛知郡が分離しました。そのことによってもう1つ、広域行政、一部事務組合のあり方、愛知郡広域行政の上水道組合が本当に今後どういうふう運営していくのか、これが改めて問われています。今、新ごみ処理施設のことばかりにっていますが、上水道問題も頭に入れて進まない、我がまちの状態は違うのだということ。一部事務組合のあり方についても、この機会ですので、改めて問題提起をして意識化をしてほしい。1市4町、1市4町と言っているばかりではなくて、そういうものを含めて一部事務組合のあり方がどうあるべきか、そのことを問題提起をして、次に移ります。

次に、同和問題、同和行政を考えることについて質問します。

山川原地域総合センターが、防災センター機能を持って新築されました。建築物は、防災マップでは6mの浸水が想定されていますが、現実には3mの対応、基礎部分を交えても4m、こうした状況だと思います。隣保館としての補助金を建築財源の一部にしています。この施設は、地域の限定した施設との認識でいいのか、広域施設と認識するのか、答弁をいただきます。

公共施設(建物)個別施設計画では、「類似する公共施設を複数保有していることから、財政負担や利用状況等を踏まえ、必要に応じて施設の統廃合を検討します」としています。これは6月議会でも申し上げています。

この計画は、安倍政権のもとでの地方制度改革による「公共施設の考え方」を、それまでの「総量管理」では甘すぎるとして、施設の民営化・削減を、「個別施設計画」を自治体ごとに求めたものです。本町も国の方針に基づき施設計画が示されました。改めて、山川原地域総合センターの新築によって、他の地域総合センターの類似施設との位置づけから除外されるのか、答弁を求めます。

町も議会も、人権三法を持ち出して、同和行政の行政事務を正当化されています。議

員立法である「部落差別解消法」を他の人権二法との違いを考えるうえでも、部落問題の到達を考えなければなりません。同和対策事業および同和行政は、部落差別の解消とあわせて地域の自立を確立する支援事業であり、行政事務だと認識しています。地域の自立についてどのような認識を持たれているのか、その認識において、今後の会館事業ならびに職員の派遣事務と役割について、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） 辰己議員の3点のご質問について、お答えをさせていただきます。

まず1点目の「新山川原地域総合センターは、地域を限定した施設か、広域的な施設なのか」について、お答えいたします。地域総合センターは、あらゆる差別をなくし、人権が尊重される街づくりを推進するため、福祉の向上や人権啓発および教育文化の振興を図ることを目的とした住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターであり、生活課題に応じた各種相談業務、地域福祉事業、人権啓発および広報活動、住民交流促進事業など、広範囲な事業を日常的に推進する役割を担っており、地域に密着した広域的な施設であります。

また、新たな山川原地域総合センターは、国道8号より西部の地域が洪水・土砂災害ハザードマップにおいて、最大2～5m未満の浸水となると想定されていることから、基礎の高さを0.7m、1回の高さを4mとし、2階を避難所および備蓄倉庫として使用できる施設に整備し、広域の一時避難所としての機能も有しております。

次に、2点目のご質問「新築によって、他の地域総合センターの類似施設から除外されるのか」について、お答えさせていただきます。

本年3月に策定いたしました「愛荘町公共施設個別施設計画」におきまして、各地域総合センターの会館および教育集会所は、類似施設として統廃合についてご審議いただきました。その結果を踏まえ、人権三法に基づく人権尊重のまちづくりを推進するとともに、社会福祉の向上や人権啓発など、地域交流を進める役割を担う拠点施設として活用しており、人権・福祉・教育の複合施設として、さらに地域のコミュニティセンターとして重要な役割を担う施設であり、施設の長寿命化に努めると計画で取りまとめたところでございます。

新たな山川原地域総合センターは、広域の一次避難所としての機能をあわせ持つことになりましたが、公共施設個別管理計画においては、他の地域総合センターと類似する

施設であると認識しております。

最後に、3点目のご質問「地域の自立と今後の会館事業ならびに職員の派遣事務と役割」について、お答えさせていただきます。

部落差別は、憲法が保障する基本的人権の侵害にかかわる深刻かつ重大な社会問題であります。その解決を図るために、国において1965年（昭和40年）の同和対策審議会の答申を受け、1969年（昭和44年）に同和対策事業特別措置法が制定され、住宅・道路等の物的な生活環境の改善について、着実に成果をあげてきたところでございます。

しかしながら、教育面においては、高等学校進学率は向上し9割を超えているが、全国平均との差が見られること、短大・大学進学率は全国平均との差はなお大きい現況です。また、就労面においては、不安定な就労形態の比率が高く、世帯当たりの所得額も全体平均と比べまして全体的に低位に分布している状況となっております。

また、町内においても差別事件が発生している現状や、平成29年度に実施しました「人権に関する町民意識調査」の結果におきまして、住宅を選ぶ際の忌避意識や結婚問題へのこだわり感があることなど、今もなお心理的差別が存在しております。

まず、地域の自立についての認識でございますが、同和問題の解決を図るうえで、同和関係者の自立への意欲は重要な要素であると認識しております。地域が部落差別解消のため主体的に周辺地域住民との交流活動に取り組むためのふれあい交流活動促進事業やコミュニティづくり推進事業に、側面から支援しているところであります。

今後の地域総合センター事業につきましては、部落差別解消推進法において、地方自治体の責務として、差別解消の施策や相談体制の充実、教育および啓発について、地域の実情に応じた対策を講じるように努めることが位置づけられており、引き続き町として地域総合センターに職員を配置し、相談事業や教育および啓発など人権問題の解消に向けて取り組むとともに、地域の自立向上に向けた支援を行っていくこととしております。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 毎回同じことを言うことになるわけですが、いったいどの到達で解消になるのだろう、こんなことを言っていたら、というのが印象です。

じゃあ、先ほど高校の進学率に差異が見られる、忌避意識があると言いながら、一方、現状は混住してきているのですよ。混住しているこの実態をどういう評価をするのかということでしょう。だから、今後も同和行政を地方自治体の責務として、差別解消の施

策や相談体制の充実、当然、事案があれば相談に乗らなきゃならないし人権問題として位置づけなきゃならない。じゃあ、混住している現状で、私はもう「同和地区」なんていうのはやめたらいいという考えなんです。新しく入ってこられた方に、今度は新しくレッテル貼りをするのですかということなるわけで、私ははっきり言って、どこがその解消と言われるのか、その哲学というのか、そこを示していただきたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） 同和行政のどこが到達点かというご質問だと理解させていただきまして、答弁をさせていただきます。

まず、部落差別がある限り、同和行政は続けなければならないと認識してございます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） それは、人権全般について言えることでしょうか。愛荘町で同和地区、地区でない地区、この区別が本当に適正なのかということですよ。私は滑稽ではないのですよ、ここが。問い合わせがあるとは、同和地区と発信していながら、同和地区ってどこなんですか、同和地区って何ですかと、素朴に聞いてくるでしょうと言いたいのですよ。

ですから、その区域を止めようじゃないか、もう混住もしてきて、というのを、新しい時代にふさわしい対応が必要なんだということを私は強調したいのです。もうそこは押し問答で、私自身も、差別が云々とか、部落差別については生まれ得ることで、すべてがなくなるとは、今の経済社会の中でそこは否定はしません。そこ自身が経済活動の中で、もう差別が生まれています。それを絶対によくないということで、ジェンダー平等、2016年に人権三法が4月・6月・11月だったか、2016年につくられたことによって人権三法と言っているのですよ。しかし、他の2つは本当に取り上げて適切に対応していくということが大事になって、既に町条例もそれに伴って変えていくということに進展してきているのですよ。

部落問題・同和問題は、40年に同対審議されて、それももう過去に言いました。労働運動や社会の運動の中で取り残された問題があって、それが社会問題になって、45年から実質事業推進に入っていく。しかし、政府としてはこれは止めてというので、政府としてこの法律を出していないのです。議員立法で出たのです。そこに認識の違いがあるのだということ。

ですから私は、愛荘町もそういうふうに時代の変化に合わせて本当にしっかりと、差

別問題は差別問題としてしっかりととらえて取り組むということは、それはそれでいいですよ。しかし私は、同和地区・同和地区でないという区別はもう止めていこうということを提案して、終わっていきたいと思います。最後の質問は地域総合センター、特に今新しくできた山川原地域総合センターは、名称を募っています。ということで、ここは今、公民館の避難場所とか言って避難してもらう人の準備をします。山川原もそういう施設に指定するのかどうか、まず1つ。もう1つは、広域的な施設ですので、住民が自由に借りられる貸し館業務ができる施設なのかどうか、この2つに対して答弁をいただいて、質問を終わります。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

先ほど、ここは同和地域かと聞いてくるのが素朴な問題というお話がございましたが、そもそも、場所で差別という意識が根底にあるというところが問題になるというふうに私は考えておまして、これはやはり基本的人権の侵害につながってくるというふうに考えております。その点は少し考え方が違うかなと思って聞いておりました。

同和問題も女性差別も人種差別も、いかなる差別も人権尊重の観点から、あってはならないということだけはしっかり申し上げさせていただきたいと思います。

まず、今、名称を募集させていただいております。公共施設ですので、広く皆さんにご利用いただけるように、愛称を募集させていただいているところです。

また、一時避難場所として西部地域の愛知川右岸の地域の一次避難所として、しっかりと位置づけはさせていただくというところでございます。

また、貸し館についても、いろいろな部屋がございますので、お借りいただけるというふうに考えてございます。

○議長（竹中秀夫君） ここで暫時休憩といたします。再開を10分から。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時10分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 伊谷正昭君

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷正昭君。

〔6番 伊谷正昭君登壇〕

○6番（伊谷正昭君） 6番、伊谷正昭です。一般質問を行います。

大きく1つは、持続可能な開発目標、SDGsの推進について、質問をさせていただきます。2015年に国連サミットで採択をされ、貧困や格差、気候変動などの課題解決に向け、2030年度末までの達成を目指す持続可能な開発目標「SDGs」は、「誰一人取り残されない持続可能な世界」の達成を目指す17分野の目標が設定をされ、より具体的な169項目のターゲットから構成をされております。

「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育」など、パートナーシップで目標を達成しようと、多岐にわたっております。ここでいう「持続可能性」とは、広がる格差、不安定化する社会、気候変動など、このままだと続かないという危機感に立ち、今の世代や自分の周りのことだけではなく、自分の子ども・子孫など長く未来の世代が暮らせる地域であり続けることであり、「開発」とは、十分に食べられなかったり、学校に行けなかったり、病気でも病院に行けなかったり、居住地がとても危険だったり、暴力をふるわれたり、自由に意見が言えなかったりすることをなくして、一人ひとりの人生の選択肢を増やし、安心して自分の能力を発揮できる環境をつくることであります。

そこで、このSDGsの推進の1つ目の質問をさせていただきます。愛荘町は、SDGsをどのように認識をされていますか。また、まだまだ認知度が低く、どの課にどの目標が対応していくかが、わかりにくいと思われれます。町民などへのSDGsの認知度を上げるため、各課に対する目標を提示し、目で見てわかるようにするとともに、職員などへのSDGsの目標を推進する意識の向上を図るためには、町民・職員などへのSDGsの認知度向上のための取り組みにつきまして、どのように考えておられるのか、見解を求めたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

SDGsとは、ただいま議員からご説明もございましたとおり、持続可能な開発目標の略称でございます。持続可能な社会を実現するための国際社会に共通する2030年までの目標でございます。「誰一人取り残されない社会」の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組むことを示したものでございます。

これにつきましては、2015年9月の国連サミットにおきまして全会一致で採択され

た「2030 アジェンダ」におきまして、地方自治体はSDGs 実施における不可欠な主体でありパートナーであることが示されたほか、我が国におけるSDGs 実施指針におきましても、地方自治体による積極的な取り組みを推進することが不可欠であると言及されているところでございます。

町といたしましても、SDGs は先進国・途上国すべてが責任を持つ重要な取り組みであり、誰一人置き去りにすることなく、一人ひとりが持てる能力を発揮できる社会の実現に向けて、積極的な取り組みを行っていく必要があると認識しております。

特に愛荘町で生まれ育ってよかったと思える「幸せを実感できるまち」を実現していくためには、経済・社会・環境のバランスを図る統合的な取り組みであるSDGs の特徴を生かしていくことは、不可欠であると考えております。また、地方でのSDGs の推進は、まさに地方創生の実現にも資するものであり、まち全体で統一感を持ち、効率的かつ持続可能なまちづくりの方向性を示していく中で、住民の皆様にSDGs の特徴をあわせてご理解いただけるよう、認知度向上に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 6 番、伊谷君。

○6 番（伊谷正昭君） ありがとうございます。それでは、SDGs の推進についての2つ目の質問をさせていただきたいと思います。

SDGs の理念を第2次総合計画の中に取り入れられていますか。また、総合計画の目指すべき愛荘町みらい創生戦略の3の重点戦略プロジェクトで、1つは次世代を担う「人づくり」、2つは誰もが活躍できる「仕事づくり」、3つは未来を先取る活力ある「まちづくり」の実現のための計画と、その整合性も鑑み、それらの計画等にSDGs の「誰ひとり置き去りにしない」という要素を反映し、総合計画の政策・施策をSDGs モデルの位置づけすることで、国の方向性にも合致するように思われるわけですが、町の見解を求めたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

愛荘町総合計画とSDGs の関係でございますけれども、昨年9月に策定いたしました第2次愛荘町総合計画は、ご承知おきかと思いますが、基本構想および基本計画の2層構造でまず構成をしておるところでございます。総合計画の核となります基本構想につきましても、ここにおきまして目指すまちの姿を方向付けるとともに、まちづくりの

基本理念などを示す長期的な視点に立ったまちづくりのビジョンを定めるものと定義されております。

具体的に申し上げますと、基本構想におきましては、町民一人ひとりが自分たちが暮らすまちに愛着と誇りを持ち、夢や希望を抱き、健康で生き生きとした生活を楽しむことを目的に、以下の5点でございますけれども、人と人との「つながり」を大切にするまち、町民一人ひとりが「こころざし」を持てるまち、人・もの・情報が行き交う「にぎわい」あるまち、安全・安心で「やすらぎ」のあるまち、そして、人や地域が「かがやき」愛着と誇りが持てるまちの以上の5つの視点にまちづくりの方向性を集約させていただきます。

まさにこれらの目的および方向性につきましては、いずれもSDGsが目指しております「誰一人取り残さない」社会の実現に寄与するものでございまして、その意味で総合計画にはSDGsの理念が反映されておると考えております。

加えまして、総合計画を円滑かつ効果的に推進していくために、計画の内容が広く町民の皆様には伝わりまして、関係者間でまちづくりの目標が共有され、理解される必要がございます。そういったことも踏まえまして、計画策定のプロセスにおきましては、住民の皆様には寄り添った、幅広い世代の方々に親しんでもらえる計画づくりを意識したところでございます。

まさに活力ある「まちづくり」に向けまして、第2次愛荘町総合計画を統一感を持って推進していく中で、SDGsもあわせて推進してまいりたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） それでは、目標の3つ目の質問をさせていただきたいと思いません。

SDGsを各種計画や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に反映させる考えはあるのかにつきまして、答弁を求めたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

まず、平成29年6月に国の第3回SDGs推進本部会合という会合が開催されたところでございまして、その会合におきましても安倍総理から、「地方でのSDGsの推進は、まさに地方創生の実現にも資するものである」というご発言もあったとおり、地方創生とSDGsというものは、双方密接に関係しているものでございます。

また、先般6月21日に「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」という地方創生に関する基本方針が政府において閣議決定されたところをごさいます、その中で、次年度から第2期を迎えます地方創生の施策を推進するための基本目標と新たな視点が示されたところをごさいます。

「新たな視点」とは具体的に、1つ目に、地方へのひと・資金の流れを強化すること、2つ目に、新しい時代の流れを力にすること、3つ目として、人材を育て活かすこと、4つ目として民間と協働すること、5つ目に、誰もが活躍できる地域社会をつくること、そして最後6つ目に、地域経営の視点で取り組むこととされております。まさにこういった中で、SDGsを原動力とした地方創生もキーワードとして掲げられているところをごさいます。

先ほど少し申し上げましたとおり、令和元年度というものは、第1期の地方創生総合戦略の最終年度をごさいます、次年度からの第2期に向けた方向性を検討する重要な年となるところをごさいます。地方自治体といたしましても、国や県の総合戦略を鑑み、切れ目なく改訂をすることが方針として示されているところをごさいますので、町の第2期の地方創生戦略の策定におきましても、SDGsを原動力とした地方創生を実施できるよう、各種計画も踏まえつつ関連づけながら、SDGsの特徴を生かしたものにしたいと考えているところをごさいます。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） ありがとうございます。

それでは、推進の4つ目の質問をさせていただきたいと思います。愛荘町の教育大綱の改訂が今進められようとしてされております。そこで、SDGsを取り込むことについての考えはあるのかにつきまして、お尋ねをしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） それでは、伊谷議員ご質問の「愛荘町教育大綱にSDGsを取り込むこと」についての、お答えをさせていただきます。

SDGsは、本年3月に策定をされました滋賀県教育大綱（第3期滋賀県教育振興基本計画）にも掲げられております。当町も、SDGsの視点を踏まえた教育を実践し、「愛荘町ならではの学び」を通して、愛着や誇りを持ち、将来ふるさとに貢献してくれる人材に育ててほしいとの思いから、SDGsの視点を踏まえた方針や目標を教育大綱に掲げていきたいと考えております。

特にSDGsの「誰一人取り残されない」という理念のもと、一人ひとりに寄り添った子どもへの教育の充実を図っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） ありがとうございます。

今、次長より、町の教育大綱の改訂で取り組むと、検討していくというふうに答弁をいただいたわけですが、私は、教育とは人を育てることだと思っております。子どもたちはよい教育を受けることによって、必要な知識を身に付け、能力を伸ばし、さらに豊かな心と健康な体をつくることだと思っております。子どもの数だけ未来があるというふうに思いますし、また希望もあるわけでございます。未来を担う子どもたち一人ひとりが、生き生きと学ぶ環境をつくることが重要であろうかと考えております。

そこで、教育長にお尋ねをしたいと思えます。子どもの育成事業といたしまして、質の高い文化芸術の鑑賞、また、体験をする機会を提供すると申しますが、そういう教育についてのお考えをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、高い文化芸術あるいは貴重な体験を子どもたちにさせることというのは、子どもたちの成長にとりまして非常に重要なことでございます。現行の教育大綱におきましても、基本方針の1つの柱としまして、歴史文化の継承と芸術文化の振興ということを取り上げてございます。新たな教育大綱につきましても、このことにつきましても何らかの形で継承してまいりたいと思っております。

そのうえで、現行の状況でございますけれども、例えば「ホールの子」という事業がびわ湖ホールでございます。そこでは、びわ湖ホールに子どもたちが集まりまして、質の高い音楽の鑑賞をするといった事業がございます。また、同じようにびわ湖ホールの事業としまして、出前の講座的なものになりますけれども、オーケストラが各学校へ行きまして、そして生の演奏を聴くということもございます。

また、私の存じておる範囲では、これはなかなか当たりにくいものではございますけれども、国におきまして文化庁が行っております芸術的な事業等もございます。そうした事業をぜひとも有効に活用するというのも、今後とも進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） 答弁ありがとうございます。

それでは、今のSDGsの目標が17項目ございます。その1つとして質問をさせていただきたいと思います。

「すべての人々に健康と福祉」という課題がございます。生涯で「がん」に罹患する確率は、男性で約62%ございます。女性で約47%と言われております。およそ2人に1人がはがんになる可能性がございます。がんの早期発見のためのがん検診の充実を図って思いますし、加えて、がんと闘っている方々への支援も重要と考えるわけです。

そこで、治療と仕事の両立など、がん患者のための就業相談等の体制と、住民への情報提供はどのようにされておられますかということと、例えば、抗がん剤の治療等のために脱毛が生じた場合の精神的な苦痛の緩和を目的として、かつら等の購入費の助成の支援につきまして、それぞれ見解を求めたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 伊谷議員のご質問の「すべての人々に健康と福祉」について、お答えさせていただきます。

伊谷議員指摘のとおり、2人に1人が癌になるといわれている中で、がんの治療は年々進歩を遂げ、長く付き合う慢性的な病気へと変化してまいっております。

そのため、対策型がん検診として、がん検診受診率の向上および要精密検査の方が100%再検査を受診いただくといった「がんの予防」、がんが見つかった後の「がん医療の充実」、そして「がんとの共生」、加えて「これからを支援する基盤整備」として、専門的な医療従事者の人材育成やがん教育の充実、がん登録による情報提供等を行っているところでございます。

特に現在ではがんとの共生、がん治療者への支援が重要になってきており、滋賀県立総合病院、滋賀医科大学、大津日赤病院、近隣では彦根市立病院等、県内7つの医療機関では、がん相談支援センターを併設しております。患者さんご自身やご家族、地域の方々からのがんに関する質問や相談に、がん専門相談員が対応されているところでございます。

また、がん治療と学業や仕事の両立については、社会保険労務士・ハローワーク、両立支援促進員等による個別相談を実施されており、長期療養しながらも、その人らしい生活、働き方支援を県事業として行っているところでございます。

なお、伊谷議員のご指摘のありましたウィッグ（かつら）等の購入費助成につきましては、県内3市（大津市・甲賀市・湖南市）で既に実施されていると聞いております。

今年度、広報あいしょう21（第4期）計画策定の年でもあります。健康寿命の延伸・健康格差の縮小にあわせて、ライフステージに応じたがん対策について、特に「がんと共生」について、委員の皆様と協議を重ね検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） それでは、目標の2つ目に移りたいと思います。

「住み続けられるまちづくり」ということではありますが、高齢者のブレーキとアクセルの踏み間違いによる悲惨な事故により、運転免許証の返納者が増えていると聞いております。いろいろな移動手段の確保があると思いますが、決して満足できる状態ではありません。返納すれば買い物や病院にも十分通えず、外出の楽しみも奪うことになりかねません。

一方、免許返納をしたくてもできない、こんな状況に置かれた高齢者が多くおられるわけであります。愛荘町も公共交通空白地域のエリアが多くございまして、高齢者が車を使って移動したいことが多岐にわたり、コミュニティバス等のルートありきの交通手段だけでは網羅できないといえるわけであります。そこで、町の予算にも限りがございます。すべてのニーズを満たすということは、行政サービスするうえでは事実上困難であると考えます。

現行の「愛のりタクシー」は、高齢者や障がい者の方、また運転をしない方が病院や買い物・趣味・習い事などに利用できる移動手段としては効率的ではございますが、代金が高すぎるとか、運行時間などの規制がありまして、大変課題があります。利用者には馴染まないように思われます。

一方、町の予算をほとんど使わず、民間のNPO法人等がICTシステムを活用し、「地元住民が運転する自家用車」と「車で移動したい人」をつないでいく、ニーズで実現する「支え合い交通」がございます。これを「ライドシェア」というわけでございますが、このような手段があるわけでございますが、いずれにしても、買い物難民や高齢者が急速に増えている時でございます。どのような方法で取り組むのかということでありまして、早急に愛荘町としても真剣に議論・検討すべき時期に来ていると考えるわけでございますので、町長はどのように思われているか、その見解を求めたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 伊谷議員の「公共交通・移動支援」のご質問に、お答えをいたします。

少子化・高齢化の進行により、高齢者など自家用車を運転できない移動制約者と呼ばれる方々の日常生活や社会生活における移動手段である公共交通の必要性はますます高まる反面、人口減少に伴う利用者の減少、各交通事業者における乗務員不足などにより、公共交通機関の維持が困難となることが全国的な課題となっています。また、自家用車による移動が唯一の移動手段であり、自身の運転に不安を覚えても、免許を返納できずにおられる高齢者も多いと言われています。

ご提案の「支え合い交通」と言われるライドシェアにつきましては、公共交通が既に町内に一定程度存在していることを踏まえれば、新たに導入することについては考えておりませんが、町としては既存の公共交通である近江鉄道線および町内バス路線「角能線」への財政支援に加え、愛のりタクシーの利用啓発やさらなる利便性向上の検討などに取り組んでいます。

例えば利用料金について、今年度から、2人以上の複数名で予約して乗車する際に割引がされる「ふく割」を導入し、少しでもご利用いただきやすい制度となるよう取り組んでいる状況であります。今後も、限りある予算の中、より効果的・効率的な公共交通となるよう取り組んでまいります。

今後も、地域公共交通の課題は、まちづくりにかかる地域全体の喫緊の課題として、地域の移動サービスに関する先進事例の調査・研究に引き続き取り組んでまいります。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） それでは、目標の3つ目に移りたいと思います。

目標の「貧困をなくそう」ということについてであります。持続可能な循環資源活用対策として、貧困・飢餓・環境対策の実現に向けまして、「食品ロス」に取り組む考えはあるかということについて、質問をさせていただきたいと思います。

また、食品ロスと貧困問題があり、その両方の解決策となる可能性を秘めた「フードバンク事業」もごぞいます。愛荘町にはないと思うのですが、これを根付くためには、町の取り組みと消費者一人ひとりの意識の変化が必要と考えます。

町におきましても、食品ロスの削減や生活困窮者などへ、今後新たな支援が社協やボ

ランティア団体の取り組みが必要と考えるわけです。その現状と課題について、見解を求めたいと思います。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） 伊谷議員のご質問の「貧困をなくそう」について、お答えをさせていただきます。まずは、食品ロスへの取り組みについて、お答えをさせていただきます。

食品ロスは、食料自給率、ごみ処理経費、家計における食糧費、子どもの貧困などに密接に関係していることから、国全体で取り組みを進めていくことが重要であることから、国では、食品ロス削減に向け、国・地方公共団体・事業者・消費者等の多様な主体が連携し、国民運動としての食品ロスの削減推進のため、「食品ロス削減推進法」が公布をされたところでございます。今後、国の基本方針が示されるため、町におきましても、滋賀県および他市町の状況を踏まえまして、広域的な取り組みを検討してまいりたいと考えております。

次に、「社会福祉協議会やボランティア団体の取り組みの現状と課題について」を、お答えさせていただきます。現在、町や社会福祉協議会では、生活困窮者に係る相談を受け、様々な制度を活用するとともに、専門機関との連携により支援をしているところでございます。また、ボランティア団体においては、福祉施設や地域での高齢者サロンや子ども食堂などへの支援をいただいているところでございます。

その中でも、生活困窮者の相談については、経済的困窮をはじめ多岐にわたりますので、複数の課題を抱えている方が多くおられます。

フードバンク事業は有効的な手法であると考えられますけれども、本町では食事に偏りは見受けられるものの、食べるものがないため命に関わるなどの相談事例はなく、生活困窮者の親戚などを含む隣近所の支え合いによる精神が健在であると考えられております。今後も、助け合い、支え合いの精神が継続して維持される取り組みを展開することが重要であると、強く感じているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） それでは、今の食品ロスにつきまして、教育委員会にお尋ねをしたいと思います。

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。日本では

年間約 2,700 トンの食品廃棄物等が出されております。このうち、まだ食べられるのに破棄をされる食品、いわゆる食品ロスであります。これが約 650 トンございます。そこで、お尋ねをさせていただきます。1 つは、学校や幼稚園・保育園などの教育施設における学校給食や食育環境教育などを通じまして、食品ロスの現状とその対応をどのようにされておられるかということが 1 点。2 点目は、学校教育の中で食育・環境教育を通じて、食品ロス削減のために、児童生徒にどのように指導をされておられるのか、この 2 点について再質問をさせていただきます。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） まず 1 点目でございますが、学校・園におきます食育・食品ロスにつきましての現状と言いますか、そういったことでございますが、給食センターでは給食の献立検討委員会を設置させていただいております。その中で、学校の子どもたちのアンケート、それから教員に対するアンケート、そういったものを参考にさせていただきながら、何とか残食を出さないというような取り組みをさせていただいているところでございます。

また、食品ロスにつきまして教育的な指導ということでございますが、やはり食べ物は常に生産者、つくっている方がおられるというところから、感謝の気持ちをもって食事に臨むということを常々、食育の方で指導をしていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 6 番、伊谷君。

○6 番（伊谷正昭君） ありがとうございます。

それでは、目標の 1 つとして、「持続可能な生産と消費」ということにつきまして、愛荘町においても、子ども食堂等の活動が進んでおります。継続していくための資源・資金・人材確保等の課題があると思われませんが、今後のフードバンク事業などと連携する仕組みが必要と考えますが、どのように考えておられるか、このことについてお尋ねをしたいと思います。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） 伊谷議員のご質問の「持続可能な生産と消費」について、お答えします。

町内には、「とよくに子ども食堂」「島川ふれあい広場」「西出こども食堂」の 3 つの団体が、子ども食堂を展開をしています。

子ども食堂については、滋賀県社会福祉協議会が「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」を推進をされ、その中で「はぐくみ基金」が創設をされております。この事業は、フードバンク事業の位置づけとはされておられませんけれども、個人や団体・企業のスポンサーから食材・備品等の提供をいただき、子ども食堂を地域のみんなが応援していただけの取り組みとして展開をされております。

また、子ども食堂は「地域において無理をせず、できることからやる」との趣旨から、地元支援者からの物資の提供（ご寄付）などをいただくことによりまして成り立つものであると考えております。現状におきましても、開催場所や備品の提供、食材の確保については、地域の皆さんや町内外の企業・事業所などからのご寄付により成り立っております。

今後も継続的に子ども食堂を運営していくには、先にも述べておりますけれども、「地域において無理をせず、できることからやる」、少しでも多くの方々等に応援していただける取り組みが大切であると認識していることから、町社会福祉協議会とともに、仕組みづくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） 次の質問に移りたいと思います。次に、目標の「質の高い教育」につ来まして、質問をさせていただきたいと思います。

質の高い教育のため、通学路の環境整備を含め、子どもたちを守る取り組みは欠かせません。愛荘町でも、子ども見守りのための防犯カメラやボランティア保険など、地域の人々の協力を含めた今後の取り組みについて、見解を求めたいと思います。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） 5点目のご質問、「SDGsにおける質の高い教育」について、お答えをさせていただきます。

2030アジェンダは、相互に関連した17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げております。その目標の1つといたしまして、「質の高い教育」を掲げ、すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進することとしております。

具体的には、持続可能な社会の実現に向け、誰もが平等に質の高い教育を受けられること、子どもも大人もいつでも学ぶことができること、そして、自分自身が何をすべき

か、何ができるかを考え、ソフト・ハード両面にわたり見守り活動を地域が一体となつて取り組むことが、教育の質を高めていくうえで大切なことだと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） ありがとうございます。それでは、今の関連の再質問をさせていただきたいと思ひます。これは教育委員会の方をお願いをしたいと思ひます。

昨年30年6月に大阪北部の地震がございました。高槻市におきまして、通学途中の小学女子の児童が亡くなられました。この事故を受けまして、本町におきましても小中学校のブロック塀の点検を実施されたと聞いておりますが、その結果と対策はどのようにされたかということと、また、通学路になっております民地のブロック塀の危険箇所があったのか、その対処はどのようにされたのか、答弁を求めたいと思ひます。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） ただいまご質問をいただきました昨年6月の大阪北部の地震で、ブロック塀の下敷きになられて尊い命が亡くなったというところもございます。そういったことも踏まえまして、昨年の9月議会だったと思ひますが、そういった答弁をさせていただきますして、通学路の点検をさせていただいたところでございます。

各小学校ごとに、どういったブロックが危険か、そしてまた死角がないか、そういったことについて点検をさせていただいたと思ひしております。昨年の10月の全員協議会で、その点検内容につきましてはご報告をさせていただいたかなと思ひしております。それからの対応でございますが、なかなかブロック塀は個人様の所有のものでございますので、すぐに対応ができる者でもございませんので、児童生徒に対する指導をしてきたところでございます。できるだけ危険な箇所には近づかないというところ、そして、モノが倒れたりする、屋根から瓦が落ちてこないか、ガラスが落ちてこないかと、そういった身の安全を自分自身が確認をするようにというような指導をさせていただいたところでございます。自らが判断して身を守るように、安全を確保するようにというところでの指導でございます。

そういった点検を受けまして、昨年に町内の2つの自治会によりまして、区長様のご尽力によりまして、建設・下水道課で対応していただいたのですが、ブロック塀の撤去をしていただきました。今年度についても、少額ではございますが、そういった予算を

見ていただいていると思いますので、できるだけ所有者様の承諾が得られたところから、そういったところの撤去を進めてまいりたいと思います。

1点だけ、愛知川小学校の校内にありましたブロックの、ボールを蹴って返ってくるというものですが、それについては昨年に撤去をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） それでは、目標の1つとして「気候変動による具体的な対策」につきまして、質問をさせていただきます。

最近の異常気象などにより、各地で甚大な被害が発生をしております。そこで、当町においても大規模な洪水被害が予測をされます。土砂災害・洪水による浸水被害、洪水ハザードマップを含めた対策の取り組みについて、お尋ねをしたいと思います。以上です。

○議長（竹中秀夫君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君） 伊谷議員ご質問の「気候変動に具体的な対策」について、お答えします。

本町では、各種災害に対する取り組みや対策を日頃から行っております。先日の8月15日の台風10号によります大雨警報発表での対応につきましては、日中、雨や風が強まるまでに、町内3か所に自主避難所を開設したほか、あわせて防災行政無線での広報や町ホームページで周知を行い、早期の避難者の安全確保に努めてまいりました。

さらに、年間やを通じて実施します町・各自治会での防災訓練や防災研修を通じまして、自然災害に対する「日頃からの備え」や「とるべき行動」を住民の皆様と共有し、「自分の身は自分で守る」という意識の高揚を参加者に高めていただいております。

また、8月20日発行広報9月号でも、9月1日の「防災の日」にちなみ、避難のポイントや非常持出品の備え、最近テレビ等メディアでよくご覧いただきます「警戒レベル」についても、当町にどういった気象警報方法が発表され、それに対します住民がとるべき行動がどのようなことかを容易に確認いただけるよう記載し、防災対策の充実を啓発しております。

さらに、高齢者要配慮者に対しましても、避難情報を発令した際には、自治会区長様をはじめ民生委員の方々と情報共有や連携を図り、早期の見守りや避難等、安全確保に努めていただく取り組みを支援しております。

また、平成28年度には防災ガイドブックを更新し、外水氾濫と内水氾濫の危険度を重ね合わせ、最もリスクが高い浸水深を明記し、住民の方々へ防災研修や出前講座で説明や周知、ホームページへの掲載を行い、自分の住んでいる地域の浸水リスクを把握いただき、万が一洪水や浸水した場合、自身の身を守る避難行動につなげていただけるよう啓発を図っているところでございます。

今年度、県は外水氾濫とされます愛知川洪水想定予想区域と、本町の内水氾濫区域の基礎データとされます地先の安全度マップの調査を行い、次年度には更新される予定とされています。本町もその公表結果に基づく更新を次年度とし、最新の地形データに基づいた洪水・浸水リスクに対する被害の軽減に努めてまいります。

さらに、愛荘町・彦根市・東近江市・県で組織する「愛知川沿岸防災情報ワーキンググループ」で、愛知川に対する共同点検結果、永源寺ダム放流による各観測所での水位情報、ダム放流時の情報伝達、ネックポイント等の共有を図り、洪水氾濫に対する備えを愛知川沿線市町が足並みを揃え取り組んでいます。

今後も引き続き、各種災害に対する啓発の推進に取り組み、自然災害に対します被害の軽減に努めてまいります。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） 今の答弁につきまして、再質問をさせていただきます。

今答弁の中で、外水氾濫とか永源寺ダムの放流について答弁があったわけですが、気候変動の具体的な対策といたしまして、先週も九州北部が記録的な大雨に見舞われたわけでございます。犠牲者も出ました。つい3週間前、8月15日頃、西日本一帯が台風10号に襲われたわけでございます。

そんな中で来週9月8日（日）、町の防災訓練がございます。いやがうえにも実感をさせられる現実を直視した防災・減災の意識を高める日であろうかと思うわけでございます。

そこで、質問をさせていただきたいのは、今の答弁にもございましたように、一級河川愛知川の御幸橋から下流側が、川幅も狭く天井川になっております。ダム上流での想定外での大雨の時は、ダムからの放流もかなり不安が大きな要素になっております。

そこで、災害による被害を最小限度に抑える取り組みといたしましては、タイムライン（行動計画）がございます。これは、被害の発生を前提に、行政とか企業また住民などが連携をして、災害時に発生する状況をあらかじめ想定をし、共有したうえで、防災

行動とその実施自体を時系列に整理して計画を進めるということでもあります。

防災の基本は命を守るということでもありますので、災害に対するタイムラインの策定をすべきと私は考えております。この取り組みについての見解を求めたいと思います。以上です。

○議長（竹中秀夫君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君）　　伊谷議員の再質問にお答えします。

町では、タイムラインを策定しており、事前行動計画ということで、まず台風3日前からの各職員の各立場での事前行動、それから関係機関との情報共有等といったところも含めまして、タイムラインに事前行動計画を明記しまして、職員間で共有を行い、スムーズな関係機関との連携にもつなげております。

そういったことで、都度、災害（台風等）が接近した場合には、その事前行動計画によりまして各職員も事前の行動計画を取っているという形で対応しておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。以上、答弁を終わらせていただきます。

○議長（竹中秀夫君）　　6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君）　　では、今の再質問の答弁は、「もう既にできている」というところで理解したらいいわけですね。わかりました。

次に、目標の「すべての人々の健康的な確保」につきまして、質問をさせていただきます。高齢社会が進む中、認知症予防や介護予防が重要視されています。予防ということは運動や食事が重視されがちではありますが、読書で認知症予防や健康寿命延伸効果が注目されているところでもあります。

愛荘町の図書館では、様々な読書活動が展開をされております。図書館まで行かなくても本を借りられる仕組みが今のところありませんが、町民すべての人が本を親しむということができ、豊かな人間関係も育むことができ、健康で生きられるよう、読書のまちづくりの推進に期待をしたいと思うのですが、その見解を求めたいと思います。以上です。

○議長（竹中秀夫君）　　図書館長。

○図書館長（茶谷えりか君）　　伊谷議員ご質問の7点目になります。「SDGsにおけるすべての人々の健康的な確保について、読書のまちづくりに期待し、見解を求める」について、お答えします。

読書や朗読という知的活動も、認知症予防や介護予防に役立つといわれております。

愛荘町の図書館では、両図書館で健康医療コーナーを設置し、健康に関する資料の提供を行っております。また、参加者が本を朗読する「あたまいきいき音読教室」や健康診断時に「でまえ図書館」を実施し、読書を通じ健康寿命を延伸していただけるようにしております。

そのほか、特別養護老人ホームなど、希望される施設へは本の団体貸出を実施しておりますほか、まちじゅうライブラリー認定制度を整備しまして、図書館以外でも本に触れる機会を増やすようにしてきております。

今後、いつでも、どこでも、身近な場所に本がある、まちじゅう読書の取り組みを継続していきますとともに、健康推進課や地域包括支援センターなど関係課との連携を深め、すべての人々の健康の確保に資するよう図書館としても努めてまいりたいと思っております。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） 今の答弁の中で、私の質問させていただいたのは、いつでも、どこでもということで質問させていただいたわけですが、今の答弁では、「身近な場所には本があるように、まちじゅう読書の取り組みを継続していく」というふうに答弁をいただいたのですが、どういう方法か、教えていただけますか。具体的に私も理解しておりませんので。

○議長（竹中秀夫君） 図書館長。

○図書館長（茶谷えりか君） 今ご質問いただきました「いつでも、どこでも、身近な場所に本がある、まちじゅう読書の取り組み」といたしまして、まちじゅうライブラリーを図書館の方で認定させていただいて、いろんな場所の本棚があるような状態にしていきたいと今考えておまして、要項は策定したのですが、今、町中ライブラリーとして本棚がありますところが、愛知川駅と街道交流館と旧郡役所と個人のお宅が1件という状態ですが、それを少しずつでも広げていきまして、いろんなところに本棚があるようなふうにしていけたらいいと考えております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） 再々質問をさせていただきます。少し関連はするのですが、図書館に行かなくても本を借りられるという仕組みは、今後考えていくというふうに答弁をいただいわけですが、角度を少し変えまして、再々質問をさせていただきます。

先ほどお話しさせていただきました認知症と診断された人とか、家族が認知症の知識を学ぶために図書館を利用されたり、認知症の方など、高齢者の交流の場として集うこともできる、認知症も含む病気の治療後の生活など、生活に結び付きます情報提供などを通して、認知症ケアをつなげていけるように思われるわけですが、役場の福祉職員のセクションの方とか図書館員の情報交換ができ、地域包括ケアシステムを推進するうえでも、図書館の役割は私は大きいと思うわけですが、地域包括ケアシステムの中で、人が継続的に通う場として、認知症にやさしいまちの拠点となるようにしていっていただけたらいいかなと思うわけですが、この取り組み方法についての見解を求めたいと思います。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 図書館長。

○図書館長（茶谷えりか君） 今の認知症の方の相談場所、ご家族の相談などに乗れるような図書館でということですが、今、地域包括支援センターと話し合いをして居る最中ですが、一応、秦荘図書館で始められたらいいかなということで、まだ具体的にはいつからというのは申し上げられないのですが、開催できるように準備を始めたところでございます。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） いろいろ答弁いただきまして、ありがとうございました。
これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 吉岡忍ミ子君

○議長（竹中秀夫君） 次に、11番、吉岡忍ミ子君。

〔11番 吉岡忍ミ子君登壇〕

○11番（吉岡忍ミ子君） 11番、吉岡忍ミ子でございます。愛荘町職員の処遇について、「たばこは町内で買しましょう」の啓発運動について、2点を一括方式でお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

近年の役所は、どこの役所でも「公務員人気」で多くの方が申し込みがあり、その現実には愛荘町役場についても同じことが言えると思います。また、職員については、高学歴化により難関大学の卒業生が職員として採用されていることと思います。

こうして職員として採用された職員の定着率は、いかがでしょうか。若くして退職される方の中には、ほかの職種に魅力を感じ退職される方もおられたことと思います。結

婚などによる遠方への引っ越しにより退職された方もおられたことと思います。しかし、それら以外の職場内の問題で退職された方がおられたとしたら、どこに問題があるのか、お考えをお聞きいたします。

次に、毎年、年度末に退職者を見送り、年度初めは新たな職員を迎え入れ、職員の定期異動も伴う中で新しい年度が始まっていきます。年度末の退職者の中には、定年まで愛荘町役場で勤め上げ退職を迎えた方もおられますが、中には中途退職を選択された方もおられます。優秀な職員の方が途中で退職に至るということは非常に残念に思いますが、その原因として町に責任があったのではないかと心配しているところでもあります。

平成30年度末に定年退職以外で退職された方は、何人おられるのでしょうか。また、働き盛りの年代で退職された方や、定年を数年後に控えて退職された方の退職原因をどのようにとらえられているのか、お尋ねします。

次に、教育振興課長がつい3か月前、急激な体調不良の変化で緊急入院をいたしました。それは、私は教育長の1年間の不在が関連していると思っております。やはり管理職、前教育次長・課長とともにかなり重圧だったと私は思っております。そういうことからして、私の地元ということもあり、家族の方々の話によると、幸い一命はとりとめたものの、上半身がいうことを聞かず、現在リハビリに専念しておられます。民間レベルでは、労働基準監督署の立ち入り調査を行うべき事象ではないのかとも思います。

くしくも、働き方改革関連法が施行された本年4月以降の出来事となりました。災害発生時や選挙事務など、突発的に多忙な時期があることは承知しておりますが、日常的に深夜までの残業や休日勤務が続く職員がおられるのではないのでしょうか。特に働き方改革を推進するあまり、管理職に多くの負担がかかっているのではないかと心配もしているところです。

また、愛荘町の職員の給与実態を示すラスパイレス指数は、滋賀県下の市町の中でかなり低いのではないのでしょうか。低い給与水準のうえ、職員が何日も何日も長時間労働が続く職場、職員の仕事上のつまずきなど、これでは魅力ある職場とは決して言えません。このことによって被害を被るのは誰か。我々2万1,000人余りの町民です。働きやすい職場環境づくりについての考え方、取り組みの状況をお尋ねします。

なお、職員の方々は町にとっては大切な力であり、宝でもあります。どうかそのことを踏まえての状況をお尋ねします。

2問目でございます。「たばこは町内で買ひましよう」の啓発活動についてございま

す。この頃は、健康管理のために、たばこの消費が大きく減少しております。たばこを吸う場所も限られており、たばこの価格も上昇して、ますます減少しております。しかし、たばこ消費税はほかの税金と違って煩わしい計算も徴収することはありません。旧町の時は、税務課と町内のたばこ小売店主が参加して「たばこは町内で買ひましよう」の啓発運動が行われました。

喫煙が全国的に減少することは、健康管理上から保健師の指導のおかげでよい傾向であるわけであります。健康増進法により、行政施設だけでなく、この先、飲食店や宿泊施設なども喫煙できる場所が限られてきます。

しかし、たばこによって気持ちのリフレッシュを図る方々が、まだまだおられるのも事実であります。町として、財源の一部としてたばこ税の計上もされておられます。喫煙者が減少方向にある中においても、「たばこは町内で買ひましよう」という運動は積極的に続けていくべきではないでしょうか。

そこで、ここ近年の彦根税務署管内のたばこ消費税の収入状況をお尋ねします。また、「たばこは町内で買ひましよう」運動は近年できているのでしょうか、お尋ねします。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 吉岡議員のご質問の1点目「若手職員の定着率」について、お答えをいたします。

特別職および交流人事による異動を除く平成27年度から今年度までの採用人数は61名で、そのうち既に退職した職員は15名となっております。内訳として、保健師が3名、保育士・教諭・擁護教諭が11名、一般行政が1名で、有資格者の離職率が高くなっております。

社会一般的に3年以内の離職率は30%を超えており、その退職理由については、給与に不満がある、仕事のストレスが大きい、労働時間が長い、仕事が面白くない、職場の人間関係がうまくいっていない、などがあります。当町における退職者の理由の詳細については、人事担当課でも把握はいたしてはならないという状況でございます。

県下の職員募集状況を見ますと、保健師、保育士・教諭職については常時募集を行っている市町村が多く見られ、一般的に流動性の高い職であるということが伺えます。今後、ヒアリング等を行いながら、こうした専門職の定着に努める必要があると考えております。

2点目の「平成30年度末の退職者数とその退職原因」について、お答えします。昨年度末退職者数は19名で、定年退職5名を除く内訳は、保健師2名、保育士・教諭が7名、一般行政が5名となっております。退職を選択する理由には、結婚やキャリアアップ等、それぞれの将来設計やご自身の体調と関連する仕事への気概など様々な要因もある中で、所属長等の面談により退職を思いとどまる職員も中にはおられると聞いております。

続きまして、3点目の「働きやすい職場環境づくりについて」にお答えします。ご指摘の職員は、現在リハビリのトレーニングの最中におられます。同じことを繰り返さないように、しっかりと働き方改革に取り組みねばなりません。職員一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら、健康で生き生きと働き、限られた時間で高い成果を目指し、個性と能力を最大限に発揮するとともに、事務の効率化をはじめとする見直しなどにより、働きやすい職場となるように努めているところです。

また、ワークライフバランスを目指すために、職員一人ひとりの意識改革を行いながら、自己研鑽やプライベートの充実、また、地域の活動等にも参加できる職員を増やし、より地域の方に寄り添った、質の高い行政サービスを提供し、地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

組織として働き方改革に取り組む中で、各所属において事務事業の見直しを含め働き方の見直しを進めており、職場環境については毎月、安全衛生委員会を開き、職員の健康増進や働きやすい職場づくりについて話し合いを行い、必要に応じて協議内容や推進事項を全職員にフィードバックしているところです。

直近では、8月をワークライフバランス推進月間と定め、定時退庁の推進や積極的な休暇取得を各所属が一丸となって取り組んでいただくよう周知したところであり、推進月間中、全庁的に実施している毎週水曜日のノー残業デーのほかに、もう1日プラスほかの曜日も定時退庁日と掲げ、取り組みを進めているところであり、各所属でそれぞれの業務に適したワークバランスへの取り組みを推進していくことで、より魅力的な職場づくりを目指したいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 税務課長。

○税務課長（北村章夫君） それでは、吉岡議員からのたばこ税についての2点のご質問、「ここ近年の彦根管内のたばこ税の収入状況について」と、「たばこは町内で買いたしょう」の運動が近年実施されているかのご質問にお答えをいたします。

たばこ税は、町内で販売されるたばこに対して課税されており、徴収コストが極めて少ない、町の大変貴重な財源でございます。

彦根市と犬上郡3町および愛荘町の彦根愛知犬上管内におけますたばこ税の過去の決算状況でございますけれども、平成25年度は管内総額で12億116万円、うち愛荘町は1億5,332万円でございます。以下、26年度は管内総額で11億5,722万円、愛荘町は1億5,158万円、27年度は管内総額が11億4,905万円で、愛荘町は1億4,927万円、28年度は管内総額11億2,818万円で、愛荘町は1億4,439万円、29年度は管内総額が10億7,551万円で、愛荘町は1億3,250万円となっており、各年度とも愛荘町は管内の13%前後で推移をしております。

なお、愛荘町のたばこ税の決算額を平成25年度と平成29年度の決算額で比較をいたしますと、約2,000万円余りの減収となっております。これらは、たばこの価格が年々値上げとなっていることもございますけれども、議員ご指摘のとおり、健康管理上、つまり健康を損なう恐れがあるとされる喫煙に対する世論の向かい風が大きな要因だと考えております。

また、昨年7月には受動喫煙対策の強化のために、健康推進法の一部が改正されて、望まない受動喫煙をなくすという観点から、病院や学校・行政機関など、多くの方が利用される施設で敷地内喫煙が禁止されるなど、たばこを取りまく環境はますます厳しい状況にある中で、町内のたばこ小売店で組織いただいております「愛荘町たばこ小売振興会」では、近年は以前のような「地元でたばこを買きましょう」についての啓発活動もできていないのが実情でございます。各小売店におかれましては、店頭での購入促進のため、彦根たばこ商業協同組合とも連携を図りながら、町内でたばこを買っていただくために、お中元やお歳暮の時期に合わせたセールを実施をいただいております。

また、毎年10月末に開催されております「あいしょう かまど祭」では、愛荘町たばこ小売店振興会も出展され、来場者に対し「地元でのたばこ購入促進のために自動販売機でたばこを購入するタスポカードの普及と、喫煙マナー、喫煙意識」向上のためのクリーンキャンペーンを実施をいただいているところでございます。

行政といたしましては、健康問題や青少年健全育成に取り組むとともに、引き続き、たばこの小売店との連携を図りながら、今後も地元での購入促進を図り、たばこ税の増収に向け努力してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 11番、吉岡君。

○11番（吉岡あみ子君） 再質問をいたします。

まず、職員の処遇に関しては、先ほど職員の定着率の関係、また中途退職の関係、また、働きやすい職場環境づくりについてお尋ねしました。若年職員、40代・50代の職員を問わず、中途退職される方の退職原因は、それぞれの理由があることと思っております。しかしながら、定年退職以外の退職者がおられることは、いくら新規採用職員や臨時・嘱託職員などにおいて人事を確保しようとも、残された正規職員の方々の負担になってきているものと考えます。

以前、福祉の担当部署がまだ秦荘庁舎にあった時代、私は「深夜遅くまで電気が点いている、職員が遅くまで残業しているのでは」との一般質問をさせていただきました。また、ほかの議員は時間外手当支給の観点から、一部の職員に偏った仕事が割り当てられているのではないかとの質問もされていまして。当時は、人事配置の見直しや事務分掌の見直しなどを行い、時間外勤務の縮減と職員の健康管理に努めるとの趣旨の答弁をいただきました。

そういった意味において、現在は時間外手当の支給対象とならない管理職に負担がかかっているのではないかとも思います。もしくは、管理職以外の職員の方のサービス残業があるのではないかとも勘ぐってしまいます。

今期定例会をはじめ議会の定例会ごとに多くの議員から一般質問が提出され、多くの議員審議が行われ、それらの議会対応にも遅くまでご苦労いただいている面もあろうことと思いますが、職員の皆さんが健康で元気に出勤いただき、よい職場環境の中で仕事をしていただくことが、町民の幸せにつながっていくものと思っています。コンピュータ上での出勤時間・退庁時間の管理だけでなく、実際の退庁時間の管理、休憩状況の把握などに取り組んでいただきたいものでございます。以上のことから、再度、働きやすい職場環境づくりについての答弁を求めます。

次に、「たばこは町内で買しましょう」の運動についてでございますが、決して私は喫煙を勧めているわけではありません。これだけ健康志向が高まった状況の中で、どうしてもたばこを吸う方々は喫煙場所などのルールを守って吸われておられます。そのようなたばこを吸う方の購入先を町内で購入されるよう推進し、たばこ税として入る財源を町民の健康や福祉予算に充ててほしいとも思うので、質問をさせていただきました。ただいま課長からの住民に対するわかりやすい答弁をいただきましたので、答弁は結構でございます。

では、先ほどの働きやすい環境づくりについて、再度答弁を求めて終わらせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 吉岡議員から再度、働きやすい職場環境づくりについてのご質問をいただきました。

働きやすい職場環境づくりにつきましては、愛荘町版働き方改革について、5月15日、7月16日開催の課長会議におきまして、働き方改革の今後の進め方について意識の統一を行ったところでございます。職員一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら、健康で生き生きと働き、限られた時間で高い成果を目指し、個性と能力を最大限に発揮するとともに、事務の効率化をはじめとする見直しなどにより、働きやすい職場となるよう、職員一人ひとりが改革をしていくという高い意識を持って、働き方改革を進め、ワークライフバランスの実現につながるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。そのことが、ひきましては住民サービスの向上につながっていくものかと考えております。

先生方にも本当にいろいろご関心、ご心配をいただいている部分もあるかと思っておりますけれども、町の職員にとりましてもやはり大事なステージだと思っておりますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 以上で本日8名の一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（竹中秀夫君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

再開は、9月6日午前9時から本会議を開催します。

本日はこれで延会といたします。ご苦勞さまでございました。

延会 午後4時27分